

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

監査公表

定期監査

建築都市局（工事監査）……………（監査公表第1号）……………1

定期監査

産業経済局、港湾空港局及び上下水道局（工事監査）……………（監査公表第2号）……………6

定期監査の結果に基づく措置状況

建設局（工事監査）……………（監査公表第3号）……………25

定期監査の結果に基づく措置状況

教育委員会……………（監査公表第4号）……………28

定期監査

建設局、上下水道局及び区役所まちづくり整備課（工事監査）……………（監査公表第5号）……………34

定期監査

環境局及び監査事務局……………（監査公表第6号）……………48

財政援助団体等監査

財政援助団体
（北九州エコライフステージ実行委員会）
（株式会社安川電機）
（公立大学法人北九州市立大学）
公の施設の指定管理者
（タカミヤ・マリバー 里山を考える会共同事業体）
（ひびき灘開発株式会社）……………（監査公表第7号）……………52

財政援助団体等監査

出資団体
（公益財団法人 北九州市環境整備協会）
（公益財団法人 北九州国際技術協力協会）……………（監査公表第8号）……………55

定期監査の結果に基づく措置状況

産業経済局……………（監査公表第9号）……………73

財政援助団体等監査の結果に基づく措置状況

公立大学法人北九州市立大学（工事監査）…（監査公表第10号）……………80

定期監査

環境局及び教育委員会（工事監査）……………（監査公表第11号）……………83

定期監査

財政局……………（監査公表第12号）……………90

定期監査

恒見財産区……………（監査公表第13号）……………93

北九州市監査委員

北九州市監査公表第1号
平成27年2月20日

北九州市監査委員 小 村 洋 一
同 廣 瀬 隆 明
同 日 野 雄 二
同 世 良 俊 明

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

なお、この監査は、監査委員 山口 彰（平成26年6月30日辞任）、同小村 洋一（平成26年7月1日就任）、同 廣瀬 隆明、同 日野 雄二、同 世良 俊明により行った。

1 監査の対象

今回の監査は、建築都市局（住宅部及び建築部）において施工する住宅関連（住宅建設及び土木）工事（調査・設計委託業務委託を含む）で、平成25年4月1日から平成26年3月31日までに契約した本工事及び軽微な工事並びに平成24年度から平成25年度への継続工事を対象とした。

2 監査の方法

監査に必要な資料の提出を求め、表1のとおり工事等を抽出し、それぞれ事務手続、計画・設計及び施工について、事務が適正に執行されているか等を主眼に、関係書類の調査及び現地調査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

表1 工事の抽出

工 事 区 分	対 象 工 事		抽 出 工 事		備 考
	件 数	契約金額(千円)	件 数	契約金額(千円)	
本 工 事 (委託業務を含む)	89	3,393,765	22	1,274,253	別表1参照
軽 微 な 工 事 (委託業務を含む)	109	100,064	22	31,369	別表2参照

3 監査の期間

平成26年5月1日から平成26年8月8日まで

4 監査の結果

監査の結果、工事の事務手続、計画・設計及び施工は、おおむね適正に行われていた。

本工事抽出一覧表（建築都市局）

番号	部課名	工 事 名 称 〈工 事 場 所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工 期
1	住宅部 住宅整備課	(仮称) 猪之坂団地公営住宅建設工事 〈戸畑区千防一丁目〉	9 階建 40 戸 建築工事	一般	364,875	25.03.28 26.07.21
2	住宅部 住宅整備課	(仮称) 石地団地公営住宅建設工事 〈小倉南区石田町 3 番〉	R C 3 階 15 戸 建築工事	一般	130,135	25.03.21 26.02.25
3	住宅部 住宅整備課	(仮称) 茶売団地 1 号棟他 2 棟市営住宅耐震改修工事 〈八幡西区茶売町 12 番ほか〉	既存市営住宅の耐震改修工事 3 棟	一般	56,334	25.02.28 25.06.30
4	住宅部 住宅整備課	萩原団地 7 号棟市営住宅解体工事 〈八幡西区萩原二丁目 3 番〉	R C 4 階 1 棟 8 戸 解体工事	指名	11,047	25.06.13 25.09.21
5	住宅部 住宅整備課	後楽団地 2 1 1 号棟市営住宅解体工事 〈門司区大里東一丁目 6 番〉	R C 4 階 1 棟 24 戸 解体工事	指名	11,312	25.12.19 26.03.29
6	住宅部 住宅整備課	楠橋電停団地 5 号棟他 5 棟市営住宅解体工事 〈八幡西区真名子一丁目 15 番〉	C B 2 階 6 棟 19 戸 解体工事	指名	14,441	25.12.12 26.03.12
7	住宅部 住宅整備課	吉田団地 1 号棟他 7 棟市営住宅耐震改修工事 〈小倉南区上吉田三丁目 20 番ほか〉	既存市営住宅の耐震改修工事 8 棟	一般	76,072	25.08.15 26.01.27
8	住宅部 住宅整備課	(仮称) 寿命団地公営住宅建設工事 〈八幡西区楠橋西三丁目〉	R C 3 階 30 戸 建築工事	一般	250,155	25.05.23 26.03.31
9	住宅部 住宅整備課	(仮称) 後楽団地第 2 工区市営住宅建設工事实施設計業務委託 〈門司区大里東一丁目 6 番〉	9 階建 54 戸 実施設計	指名	11,939	25.06.06 25.11.23
10	住宅部 住宅整備課	一枝団地 1 号棟他 6 棟市営住宅耐震改修工事他監理業務委託 〈戸畑区一枝四丁目 13 番ほか〉	耐震工事監理 7 棟	随意	4,175	25.08.14 26.01.27
11	建築部 電気設備課	(仮称) 石地団地公営住宅電気工事 〈小倉南区石田町 3 番〉	電気設備 その他	一般	22,946	25.03.21 26.02.25
12	建築部 電気設備課	(仮称) 猪之坂団地公営住宅昇降機設置工事 〈戸畑区千防一丁目〉	昇降機設備	指名	8,873	25.03.28 26.07.21
13	建築部 電気設備課	(仮称) 今仲団地第 1 工区市営住宅電気工事 〈小倉南区守恒本町一丁目 17 番〉	電気設備 その他	一般	25,946	26.03.20 27.03.05

番号	部課名	工 事 名 称 〈工 事 場 所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工 期
14	建築部 電気設備課	(仮称) 後楽団地第 2 工区市営住宅 電気工事 〈門司区大里東一丁目 6 番〉	電 気 設 備 その他	一般	58,244	26.03.27 27.08.09
15	建築部 電気設備課	(仮称) 萩原団地第 1 工区市営住宅 電気工事 〈八幡西区萩原二丁目 3 番〉	電 気 設 備 その他	一般	45,131	25.11.21 27.02.01
16	建築部 電気設備課	(仮称) 香月 A 団地市営住宅昇降機 設置工事 〈八幡西区棕枝二丁目 10 番〉	昇 降 機 設 備	指名	7,884	26.03.20 27.03.05
17	建築部 機械設備課	(仮称) 猪之坂団地公営住宅機械工事 〈戸畑区千防一丁目 12 番〉	共同住宅建 設設備工事 RC 造 9 階建 40 戸	一般	41,244	25.03.28 26.07.21
18	建築部 機械設備課	(仮称) 寿命団地公営住宅 L P ガス 工事 〈八幡西区楠橋西三丁目〉	共同住宅建 設 LP ガス 工事 RC 造 3 階建 30 戸	指名	7,462	25.03.28 26.05.16
19	建築部 機械設備課	(仮称) 萩原団地第 1 工区市営住宅 機械工事 〈八幡西区萩原二丁目 3 番〉	共同住宅建 設設備工事 RC 造 8 階建 32 戸	一般	35,826	25.11.21 27.02.01
20	建築部 機械設備課	(仮称) 今仲団地第 1 工区市営住宅 機械工事 〈小倉南区守恒本町一丁目 17 番〉	共同住宅建 設設備工事 RC 造 4 階建 15 戸 + 集 会所	一般	18,846	26.03.20 27.03.05
21	建築部 機械設備課	(仮称) 香月 A 団地市営住宅 L P ガス 工事 〈八幡西区棕枝二丁目 10 番〉	共同住宅建 設 LP ガス 工事 RC 造 4 階建 32 戸	一般	9,590	25.03.20 26.03.23
22	建築部 機械設備課	(仮称) 後楽団地第 2 工区市営住宅 機械工事 〈門司区大里東一丁目 6 番〉	共同住宅建 設設備工事 RC 造 9 階建 54 戸 + 集 会所	一般	61,776	26.03.27 27.08.09
計		22 件		1,274,253		

別表 2 軽微な工事の抽出件数及び契約金額一覧表(建築都市局)

部 名	課 名	抽 出 工 事		摘 要
		件数	金 額	
住 宅 部	住 宅 管 理 課	0	0	・ 仮住居修繕 ・ 耐震改修 ・ 増築解体 ・ 高齢者向け改善 ・ 道路改築
	住 宅 整 備 課	19	26,409	
	住まい向上支援課	3	4,960	
合 計		22	31,369	

平成27年2月20日

北九州市監査委員	小村洋一
同	廣瀬隆明
同	日野雄二
同	世良俊明

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

なお、この監査は、監査委員 山口 彰（平成26年6月30日辞任）、同 小村 洋一（平成26年7月1日就任）、同 廣瀬 隆明、同 日野 雄二、同 世良 俊明により行った。

1 監査の対象

今回の監査は、産業経済局、港湾空港局及び上下水道局において施工する農林水産、港湾及び上水道関係の工事（調査設計、除草・浚渫及びエレベーター・エスカレーターの設備点検等に係わる業務委託を含む）で、平成25年3月11日から平成26年3月10日までに契約した本工事及び軽微な工事並びに平成24年度から平成25年度への継続工事を対象とした。

2 監査の方法

監査に必要な資料の提出を求め、表1、表2、表3のとおり工事等を抽出し、それぞれ事務手続、計画・設計及び施工について、事務が適正に執行されているか等を主眼に、関係書類の調査及び現地調査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

表 1 工事の抽出（産業経済局）

工 事 区 分	対 象 工 事		抽 出 工 事		備 考
	件 数	契約金額(千円)	件 数	契約金額(千円)	
本 工 事 (委託業務を含む)	30	658,796	16	552,740	別表 1 参照
軽 微 な 工 事 (委託業務を含む)	380	212,469	56	61,838	別表 2 参照

表 2 工事の抽出（港湾空港局）

工 事 区 分	対 象 工 事		抽 出 工 事		備 考
	件 数	契約金額(千円)	件 数	契約金額(千円)	
本 工 事 (委託業務を含む)	126	4,048,332	28	2,118,986	別表 3 参照
軽 微 な 工 事 (委託業務を含む)	349	221,254	25	39,348	別表 4 参照

表 3 工事の抽出（上下水道局）

工 事 区 分	対 象 工 事		抽 出 工 事		備 考
	件 数	契約金額(千円)	件 数	契約金額(千円)	
本 工 事 (委託業務を含む)	531	8,504,497	48	2,383,894	別表 5 参照
軽 微 な 工 事 (委託業務を含む)	198	195,757	37	57,294	別表 6 参照

3 監査の期間

平成 26 年 5 月 1 日から平成 26 年 8 月 8 日まで

4 監査の結果

(1) 産業経済局

監査の結果、工事の事務手続、計画・設計及び施工は、おおむね適正に行われていたが、一部に次のような事項が認められた。これについては、適切な措置を講じられたい。

※ [] 内の数字は、「別表 1 本工事抽出一覧表」の番号を示す。

ア 磁気探査等の有効深度について

(水産課)

[7] 曾根漁港防波堤②整備工事 (25)

本工事は、曾根漁港内の静穏状態を確保するため、鋼管杭式防波堤 (L=63.0m) を築造するものであり、基礎工事として海底土砂の床掘り (深さ 3.3m) を実施している。

工事着手にあたり、平成 22 年度に実施した「曾根漁港防波堤②潜水探査業務委託 (22)」で、残存機雷等の調査は実施済みとの認識で、海底から深さ 3.3m の床掘工事を施工した。

しかし、平成 22 年度に実施した潜水探査業務は水深が浅い場所などで実施する手法であり、その有効深度は 2 m となっており、一般海域で実施する磁気探査の有効深度である 4 m まで至っていなかった。

従って、今回の基礎工事で必要となる 3.3m の深さまでの調査が行われていないこととなり、安全性に問題があった。

今後は、事前に実施する磁気探査等の内容を十分に把握し、浚渫・床掘工事等の施工に当たっては、必要な探査を実施し、安全確保に努められたい。

(2) 港湾空港局

監査の結果、工事の事務手続、計画・設計及び施工は、おおむね適正に行われていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

※ [] 内の数字は、「別表 3 本工事抽出一覧表」の番号を示す。

ア レンガ舗装の構造について

(整備課)

[21] 環境響灘北緑地整備工事 (25)

本工事は、若松区響灘東地区の北側において、防風・防潮機能も兼ね備えた緑地の整備を行うものである。

緑地内の舗装については、景観向上を目的に 3 種類のレンガ舗装 (レンガ舗装 A、レンガ舗装 B 及びレンガ舗装 C) を行っており、それぞれ舗装構造が異なっている。

このうち、レンガ舗装 B 及びレンガ舗装 C については、通常の路盤材料に瀝青安定処理工を加えており、車両の通行を考慮したものとなっている。

レンガ舗装Bを採用した理由としては、荒天時の波しぶきの侵入による路盤や目地の流出対策として、また、レンガ舗装Cは風力発電施設の維持管理に伴う大型車両の通行による破損・欠損対策として計画したものである。

ところで、レンガ舗装Bの施工区域は目地モルタル及び敷モルタルで施工されており、波しぶきの侵入による路盤や目地の流出対策としての必要性は認められるが、車両が通行する可能性が全くないため、瀝青安定処理工までは不要である。

また、レンガ舗装Cの施工区域は大型車両の通行する範囲のみに瀝青安定処理工を限定すれば当初の目的を達成することができ、いずれの区域でも経費を節減することができた。

今後、緑地等でレンガ舗装を計画する場合は、施工後の利用状況を考えながら慎重に対応されたい。

(3) 上下水道局

監査の結果、工事の事務手続、計画・設計及び施工は、おおむね適正に行われていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

※ [] 内の数字は、「別表5 本工事抽出一覧表」の番号を示す

ア 複合工事の積算等について

(浄水課)

[46] 伊佐座監視制御設備更新電気計装工事

本工事は、老朽化した伊佐座取水場の監視制御設備を更新する工事（プラント工事）であるが、同時に監視制御室の改修工事（建築・設備工事）も行うものである。

本工事の積算にあたっては、「北九州市プラント工事積算要領（電気設備編）」を準用し積算を行っているが、次の点が不適切であった。

(ア) 複合工事の積算

本工事で準用している「北九州市プラント工事積算要領（電気設備編）」によれば、プラント工事に工種の異なる建築工事、建築機械工事及び建築電気工事（以下「建築工事等」という）を含め、一括工事として発注する場合は、これらの積算を「北九州市建築工事積算要領」、

「北九州市機械設備工事積算要領」及び「北九州市電気設備工事積算要領」によってそれぞれ積算し、プラント工事に合算することになっている。しかし、本工事では、建築工事等については、それぞれの積算要領によらず、業者から徴収した見積金額にそれぞれ査定率を乗じたものを合算しており、不適切な積算計上となっていた。

(イ) 仮設工事費の計上

本工事では、取水場の監視機能を中断することなく改修工事を行う必要があることから、業者見積りを参考に仮設工事費として一式、約1,900万円を計上している。しかし、徴収した業者見積りでは、仮設仕様や仮設工事費の内訳が確認できず積算根拠が不明瞭であり、不適切な積算計上となっていた。

プラント工事を含む複合工事の積算にあたっては、「北九州市プラント工事積算要領」等の適正な運用に努め、また、仮設工事費を一式で計上する場合においては、仮設仕様やその内訳等を十分に把握した上で、金額の精査を行い、適正な積算になるよう徹底されたい。

イ 簡易工事の積算のための見積明細書の取扱いについて

(経営企画課、総務課、浄水課他)

(軽微な工事) 小倉北区役所西棟4階女子トイレ改修建築工事

(軽微な工事) 穴生浄水場管理棟玄関横スロープ屋根設置工事他8件

これらの工事は予定価格が200万円未満の建築関連(建築及び建築設備)工事である。

上下水道局では予定価格が200万円未満の工事については市長事務部局で定めた「軽微な工事の執行要領」に準じて「北九州市上下水道局簡易工事執行要領」(以下「簡易工事執行要領」という。)を定めている。

「簡易工事執行要領」によれば、建築関連の工事で対応できる技術職員がいなかった場合は見積書により予定価格を決定することができるとされている。

各担当課はこれに基づき業者から徴収した見積書を参考に予定価格を算定しているが、その算定根拠については業者から提出された見積り価格をそのまま採用しているところや、課で独自に運用方針を定め見積り価格に一律の査定率を掛けているところも見られた。また、市長事務部

局の専門部署（建築都市局）に依頼して見積書の内容を確認してもらった上で予定価格を決定している課もあった。

このように、局内の担当課によって予定価格の算定根拠となる見積書の取扱いに統一性がなく、また、工事の大半で、見積り内容が適切であるかどうかという専門職による確認は行われておらず、これらの工事の中には見積金額が割高と思われるものや施工時の仕様が適切でないものも見受けられた。

建築関連の簡易工事において予定価格の算定根拠となる見積書の取扱いについては、上下水道局として「簡易工事執行要領」の統一的な運用とその見積内容が確認できる仕組みとなるように改められたい。

別表 1 本工事抽出一覧表（産業経済局）

番号	部課名	工 事 名 称 (工 事 場 所)	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工 期
1	農林水産部 農 林 課	高野地区ほ場整備工事（1 工区） ＜小倉南区高野地内＞	ほ場整備	指名	21,157	25.10.17 26. 3.15
2	農林水産部 水 産 課	岩屋地区増殖場造成工事 (25) ＜若松区大字有毛地内＞	着定基質工	指名	57,466	25. 7.18 26. 1.31
3	農林水産部 水 産 課	関門地区増殖場造成工事 (25) ＜若松区響町一丁目地先＞	着定基質工	指名	50,121	25. 9.12 26. 1.31
4	農林水産部 水 産 課	藍島漁港防波堤整備工事 (25) ＜小倉北区大字藍島地先＞	防波堤	指名	86,583	25. 8. 1 26. 3.31
5	農林水産部 水 産 課	脇之浦地区増殖場造成工事 (25) ＜若松区響町三丁目地先＞	着定基質工	指名	42,491	25. 8. 1 26. 1.31
6	農林水産部 水 産 課	脇田地区魚礁設置工事 (25) ＜若松区大字安屋地先＞	魚礁製作設置	指名	25,830	25. 8. 1 26. 1.31
7	農林水産部 水 産 課	曾根漁港防波堤②整備工 事(25) ＜小倉南区大字曾根新田地先＞	防波堤	一般	168,652	25. 8. 1 26. 3.14
8	農林水産部 水 産 課	岩屋漁港-2.5m 泊地浚渫他 工事(25) ＜若松区大字有毛地先＞	浚渫、錨がかり、 付属工	指名	19,759	25. 9. 5 26. 1.31
9	農林水産部 水 産 課	長浜地区増殖場造成工事 (25) ＜小倉北区末広一丁目地先＞	着定基質工	指名	10,932	25.10.31 26. 2.25
10	農林水産部 東 部 農政事務所	辻三線林道改築工事 ＜小倉南区大字辻三＞	法面工、路面 工、擁壁工、排 水工	指名	12,690	25. 9.24 26. 3.15

番号	部課名	工 事 名 称 〈工 事 場 所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工 期
11	農林水産部 東 部 農政事務所	合馬線林道開設工事2工区 ＜小倉南区大字合馬＞	掘削工、法面 保護、路面工	指名	16,926	25.10.11 26. 3.15
12	農林水産部 東 部 農政事務所	大字朽網水路整備工事 ＜小倉南区大字朽網＞	柵工水路、床版 工、排水柵	指名	9,030	25.11. 1 26. 3.15
13	農林水産部 東 部 農政事務所	長野線林道改良工事 ＜小倉南区大字長野＞	補強土壁工、排 水工、盛土埋戻 工、路面工	指名	7,245	25.12.20 26. 3.15
14	農林水産部 西 部 農政事務所	岡森用水路改修工事 ＜八幡西区大字楠橋＞	水路改修	指名	9,787	25. 9. 6 26. 3.14
15	農林水産部 西 部 農政事務所	楠橋（岡森用水路）水門改 修工事 ＜八幡西区大字楠橋＞	転倒堰製作設 置、水路改修	指名	4,883	25.11. 8 26. 3.14
16	農林水産部 西 部 農政事務所	内平新池改修工事 ＜若松区大字頓田＞	提体工	指名	9,188	25. 8.16 26. 3.15
計 16 件 552,740 千円						

別表 2 軽微な工事の抽出件数及び契約金額一覧表(産業経済局)

部 名	課 名	抽 出 工 事		摘 要
		件数	金 額 (千円)	
新成長戦略推進室	産 業 政 策 課	1	511	・ 防振架台取替 ・ 空調改修 ・ 給水設備切替等 ・ 駅舎改修 ・ 小荷物昇降機設置 ・ 給水施設更新 ・ 遊歩道復旧 ・ フェンス設置 ・ 農道舗装 ・ 作業所舗装補修 ・ 水路改修 ・ 水門電動化 ・ 信号ケーブル改修 ・ 外壁防水補修 ・ 塗装 ・ システム修繕
産 業 振 興 部	中小企業振興課	2	1,777	
	新産業振興課	1	341	
企業立地支援部	企業立地支援課	1	1,019	
観 光 部	観光・コンベンション課	3	5,471	
	門司港レトロ課	3	3,059	
	渡 船 事 業 所	5	1,542	
農 林 水 産 部	農 林 課	2	2,573	
	水 産 課	6	6,554	
	東部農政事務所	2	3,044	
	西部農政事務所	5	8,283	
	総合農事センター	3	2,394	
事 業 部	競 輪 事 務 所	2	2,961	
	競 艇 事 務 所	9	11,262	
中央卸売市場		11	11,047	
合 計		56	61,838	

別表 3 本工事抽出一覧表（港湾空港局）

番号	部課名	工 事 名 称 （工 事 場 所）	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 （千円）	工 期
1	港 営 部 港 営 課	太刀浦 1 号クレーン更新 工事 ＜門司区太刀浦海岸＞	コンテナクレー ンの更新（1機） 撤去・解体含む	一 般	798,000	25.10. 8 26. 2.14
2	港 営 部 港 営 課	太刀浦 5 号クレーン走行 装置他取替工事 ＜門司区太刀浦海岸＞	クレーン走行 装置他の取替工 事	随 契	64,050	25. 9.18 26. 3.15
3	港 営 部 港 営 課	響灘1号クレーン塗装工事 ＜若松区響町三丁目＞	クレーン上部 塗装工事	指 名	16,695	25. 9.19 26. 1.31
4	港 営 部 港 営 課	響灘4号トランスファークレ ーンインバータ等更新工事 ＜若松区響町三丁目＞	インバータ等 更新工事	指 名	17,640	25.12.26 26. 3.29
5	港 営 部 港 営 課	ひびきコンテナターミナル管理事務 所エレベーター保守点検業務委託 ＜若松区響町三丁目＞	定期点検等保 守業務	随 契	542	25. 3.19 26. 3.31
6	整 備 部 整 備 課	改修（統合）松ヶ島船だま り浚渫工事（25） ＜八幡東区枝光＞	浚渫・土捨工	指 名	75,142	25.11.21 26. 3.15
7	整 備 部 整 備 課	黒崎埠頭防塵施設設置工事 （25） ＜八幡西区築地町＞	防塵施設設置 工	指 名	30,509	25. 5.30 25.12.13
8	整 備 部 整 備 課	太刀浦コンテナターミナル舗装工事(25-2) ＜門司区太刀浦海岸＞	路面切削工、半 たわみ性舗装 工、付属工	指 名	35,166	25. 8. 1 25.12.29
9	整 備 部 整 備 課	新門司ヤード舗装工事 （24） ＜門司区新門司北三丁目＞	舗装工、掘削 工、盛土工、 路盤工外	指 名	53,092	24.11. 1 25. 5.31
10	整 備 部 整 備 課	環境門司港レトロ（旧大連 航路上屋）歩道橋工事(24) ＜門司区西海岸一丁目＞	P C ホロース ラブ製作、R C 橋脚	指 名	60,349	24.12.27 25. 9.17

番号	部 課 名	工 事 名 称 〈工 事 場 所〉	工事概要	契約内容		
				方 法	契 約 金 額 (千 円)	工 期
11	整 備 部 整 備 課	改修(統合) 戸畑道路護岸 工事 (24) ＜戸畑区川代二丁目地先＞	下部工、上部工	一 般	156,450	25. 3. 21 26. 3. 15
12	整 備 部 整 備 課	改修(統合) 奥洞海航路浚 渌工事 (24) ＜若松区南二島五丁目地先＞	浚渌工	一 般	200,769	25. 3. 21 25. 9. 30
13	整 備 部 整 備 課	改修(統合) 井ノ浦航路浚 渌工事 (24) ＜門司区大字恒見地先＞	浚渌工	指 名	77,070	25. 3. 21 25. 7. 31
14	整 備 部 整 備 課	環境門司港レトロ (旧大連 航路上屋) 舗装工事(24) ＜門司区西海岸一丁目＞	園路広場整備 工、雨水排水設 備	指 名	31,241	25. 3. 21 25. 10. 10
15	整 備 部 整 備 課	改修響灘西防波堤土質調 査業務委託 (25) ＜若松区響町三丁目地先＞	土質調査	指 名	19,187	25. 8. 8 25. 10. 31
16	整 備 部 整 備 課	改修響灘西道路他工事 (25) ＜若松区響町三丁目＞	道路土工、地盤 改良工、小型水 路工、舗装工	指 名	20,727	25. 5. 23 25. 10. 20
17	整 備 部 整 備 課	環境新門司東緑地工事 (25) ＜門司区新門司北三丁目＞	土工、擁壁工、 道路工、植栽 工、路床工	指 名	60,854	25. 6. 27 26. 3. 15
18	整 備 部 整 備 課	海岸(高潮) 新門司A護岸 工事 (25-2) ＜門司区門司北三丁目地先＞	基礎工、消波工	指 名	84,710	25. 8. 29 26. 3. 15
19	整 備 部 整 備 課	海岸(高潮) 白野江護岸(消 波ブロック製作) 工事(25-2) ＜門司区新門司北二丁目地＞	消波ブロック製 作、仮設整地工	指 名	61,084	25. 9. 5 26. 2. 28
20	整 備 部 整 備 課	海岸(高潮) 新門司北護岸(消 波ブロック製作) 工事(25-4) ＜門司区新門司北二丁目地先＞	消波ブロック製作	指 名	35,617	25. 10. 17 26. 2. 28

番号	部課名	工 事 名 称 〈工 事 場 所〉	工事概要	契約内容		
				方 法	契約金額 (千円)	工 期
21	整備部 整備課	環境響灘北緑地整備工事 (25) ＜若松区響町二丁目＞	土工、舗装工、 付属工	指名	59,819	25. 10. 17 26. 3. 15
22	整備部 整備課	若松東海岸（浜町 32 号線 ほか）遊歩道整備工事 (25) ＜若松区浜町一丁目ほか地先＞	基礎工、本体工	指名	86,625	25. 12. 26 26. 3. 31
23	整備部 港湾工事 センター	改修（統合）門司5～7号岸壁 （-10m）障壁設置他工事 (25) ＜門司区西海岸二丁目ほか＞	障壁設置工、門扉 設置工、廻り込み 防止柵設置工	指名	32,622	25. 5. 23 25. 10. 21
24	整備部 港湾工事 センター	日明1号道路舗装補修工 事 (25) ＜小倉北区西港町＞	路面切削、舗装 工、区画線工	指名	6,473	25. 6. 14 25. 8. 30
25	整備部 港湾工事 センター	堺川1号道路側溝補修工事 ＜戸畑区大字中原＞	車道・歩道舗 装、側溝、車道 ブロック	指名	3,413	25. 6. 28 25. 10. 6
26	整備部 港湾工事 センター	太刀浦白野江道路他除草 剪定業務委託 (25) ＜門司区大字田野浦＞	除草、低木剪定	指名	1,766	25. 7. 19 25. 8. 30
27	整備部 港湾工事 センター	響灘旧工業団地内道路他 除草剪定業務委託 (25) ＜若松区響町一丁目＞	道路除草、樹木 伐採、伐木	指名	2,500	25. 8. 26 25. 10. 29
28	整備部 港湾工事 センター	若松競艇場渡橋他改修工 事 (25) ＜若松区赤岩町地先＞	渡橋改修、浮体 改修	指名	26,874	25. 7. 19 26. 2. 28
計 28 件 2,118,986 千円						

別表 4 軽微な工事の抽出件数及び契約金額一覧表(港湾空港局)

部 名	課 名	抽 出 工 事		摘 要
		件数	金 額 (千円)	
総 務 部	総 務 経 営 課	2	3,748	・ 受電設備更新 ・ 開閉器盤改修 ・ 照明設備改修 ・ クレーン巻上電動機整備 ・ 風向風力計設置 ・ 緑地舗装 ・ 海拔表示案内板設置 ・ 防舷材補修 ・ 舗装補修
港 営 部	港 営 課	12	17,573	
	港 湾 事 務 所	1	147	
	立 地 促 進 課	1	1,238	
整 備 部	整 備 課	3	5,575	
	港湾工事センター	6	11,067	
合 計		25	39,348	

別表 5 本工事抽出一覧表（上下水道局）

番号	部課名	工 事 名 称 〈工 事 場 所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工 期
1	水道部 計画課	井手浦浄水場急速ろ過池 耐震診断業務委託 ＜小倉南区大字井手浦地内＞	井手浦浄水場 急速ろ過池耐 震診断業務委託	指名	9,450	25.12. 3 26. 3.31
2	水道部 設計課	旧畠田浄水場～頓田合流井導 水管布設替工事 (24-1 工区) ＜若松区大字頓田地内＞	鋼管据付工	一般	96,913	24.12. 4 26. 2.21
3	水道部 設計課	中条分岐～沼配水池φ700 送水管及び 沼系φ450 配水管布設替工事(24-1 工区) ＜小倉南区葛原東二丁目～四丁目地内＞	铸铁管据付工	一般	65,340	24.10.25 25. 8. 6
4	水道部 設計課	小森江系φ700 送水管布設 工事 (24-2) ＜門司区黄金町地内外＞	推進工、推進管 内管挿入工	一般	80,702	24.10.25 25. 7.31
5	水道部 設計課	白山一丁目配水管布設替 工事 (その2) ＜若松区白山一丁目地内＞	铸铁管据付工	一般	32,559	24.11.15 25. 5.31
6	水道部 設計課	大字道原配水管布設替工事 ＜小倉南区大字道原地内＞	配水管布設替	指名	17,271	24.11. 8 25. 6.14
7	水道部 設計課	穴生浄水場～二島配水池φ500 送水管 布設替(更生)工事(24-2 工区) ＜八幡西区御開三丁目地内＞	管更生工	指名	51,799	24.11.22 25. 4.30
8	水道部 設計課	日峰配水池耐震化工事 ＜八幡西区大字浅川地内＞	上載土撤去工事、 内外面補修工事、 伸縮目地補強工事	一般	110,067	24. 1.24 24.12.10
9	水道部 設計課	小森江系φ700 送水管布設 工事 (24-1) ＜門司区大里戸ノ上一丁目地内＞	推進工、推進管 内管挿入工、鑄 鉄管据付工	一般	55,811	25. 2. 7 25.11.29
10	水道部 設計課	大島二丁目他配水管布設 替工事 ＜小倉北区大島二丁目ほか＞	铸铁管据付工	一般	14,392	24. 2.28 24. 6.26

番号	部課名	工 事 名 称 〈工 事 場 所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工 期
11	水道部 設計課	本城浄水場～二島工業団地 配水管布設替工事（24-1 工区） ＜八幡西区本城五丁目地内＞	鋳鉄管据付工	指名	17,783	24. 3. 14 24. 8. 31
12	水道部 設計課	大畠二丁目配水管布設替 （推進）工事 ＜小倉北区大畠二丁目地内＞	鋼製さや管推進（泥水式）	一般	41,854	25. 9. 5 26. 3. 31
13	水道部 設計課	末広町配水管布設替工事 ＜八幡東区末広町地内＞	鋳鉄管据付工	随契	8,022	25. 6. 5 25. 10. 30
14	水道部 設計課	尾倉一丁目他配水管布設 替工事 ＜八幡東区尾倉一丁目地内＞	鋳鉄管据付工	一般	42,803	25. 7. 18 26. 3. 14
15	水道部 設計課	小森江系 φ 700 送水管布設 工事（25-2） ＜門司区東新町一丁目地内＞	土圧式推進工法、 推進管内挿入工、 鋳鉄管据付工	一般	107,850	25. 10. 31 26. 3. 31
16	水道部 設計課	鷹の巣一丁目～穴生一丁目 配水管布設替（推進）工事 ＜八幡西区鷹の巣一丁目～穴生一丁目地内＞	泥水式推進工法、 鋳鉄管挿入工、鋳 鉄管据付工	一般	72,514	25. 11. 21 26. 3. 31
17	水道部 設計課	東鳴水二丁目配水管布設 替工事 ＜八幡西区東鳴水二丁目地内＞	鋳鉄管据付工	一般	22,326	25. 9. 5 26. 2. 15
18	水道部 設計課	西新町一丁目他配水管布 設替工事 ＜門司区西新町一丁目地内＞	鋳鉄管据付工	一般	33,349	25. 10. 17 26. 3. 31
19	水道部 設計課	菖蒲谷貯水池（上池）堤体 地質調査業務委託 ＜若松区大字小石＞	機械ボーリング 工、標準貫入試験、 現場透水試験	指名	1,523	25. 9. 26 25. 11. 5
20	水道部 設計課	葛原五丁目他配水管布設 替工事 ＜小倉南区葛原五丁目地内＞	鋳鉄管据付工	一般	41,743	25. 10. 17 26. 3. 31

番号	部 課 名	工 事 名 称 〈工 事 場 所〉	工事概要	契 約 内 容		
				方 法	契 約 金 額 (千 円)	工 期
21	水 道 部 設 計 課	伊佐座導水路線法面整備工事 ＜八幡西区鷹見台四丁目地内＞	落石防止網工 吹付砕工	指 名	7,347	25. 10. 31 26. 3. 31
22	水 道 部 設 計 課	井手浦浄水池耐震化工事 ＜小倉南区大字井手浦地内＞	井手浦浄水池 耐震化工事	一 般	224,280	25. 3. 21 26. 3. 15
23	東 部 工事事務所 水 道 課	紺屋町外配水管布設替工事 ＜小倉北区紺屋町地内ほか＞	鑄鉄管据付工	指 名	19,369	24. 9. 20 25. 6. 20
24	東 部 工事事務所 水 道 課	上藤松一丁目配水管布設 替工事（その2） ＜門司区上藤松一丁目地内＞	配水管布設替	指 名	14,122	25. 3. 14 25. 7. 12
25	東 部 工事事務所 水 道 課	香春口一丁目配水管布設 替工事 ＜小倉北区香春口一丁目地内＞	鑄鉄管据付工	指 名	12,751	25. 6. 13 25. 12. 15
26	東 部 工事事務所 水 道 課	大字門司他配水管布設替工事 ＜門司区大字門司地内ほか＞	鑄鉄管据付工	一 般	23,975	25. 8. 15 26. 1. 22
27	東 部 工事事務所 水 道 課	大里戸ノ上一丁目配水管 布設替工事（その1） ＜門司区大里戸ノ上一丁目地内＞	鑄鉄管据付工	指 名	13,467	25. 7. 26 25. 12. 13
28	東 部 工事事務所 水 道 課	上貫一丁目配水管布設替 工事 ＜小倉南区上貫一丁目地内＞	鑄鉄管据付工	指 名	18,285	25. 8. 1 25. 12. 20
29	東 部 工事事務所 水 道 課	大字横代不断水弁設置工事 ＜小倉南区大字横代地内＞	不断水バタフ ライ弁設置	指 名	17,966	25. 9. 12 26. 3. 11
30	東 部 工事事務所 水 道 課	中井二、四丁目配水管布設 替工事 ＜小倉北区中井二、四丁目地内＞	鑄鉄管据付工	指 名	16,401	25. 11. 7 26. 3. 12

番号	部 課 名	工 事 名 称 〈工 事 場 所〉	工事概要	契約内容		
				方 法	契 約 金 額 (千円)	工 期
31	西 部 工事事務所 水 道 課	大谷配水池伸縮目地更生 工事 ＜戸畑区椎ノ木町地内＞	伸縮目地更生工	指 名	9,053	25. 3. 21 25. 9. 7
32	西 部 工事事務所 水 道 課	日の出三丁目配水管布設 替工事 ＜八幡東区日の出三丁目地内＞	鑄鉄管据付工	指 名	18,105	25. 5. 2 25. 9. 9
33	西 部 工事事務所 水 道 課	藤原四丁目配水管布設替 工事 ＜八幡西区藤原四丁目地内＞	鑄鉄管据付工	指 名	23,356	25. 2. 17 26. 2. 24
34	西 部 工事事務所 水 道 課	陣原一・二丁目配水管布設 替工事（その2） ＜八幡西区陣原一・二丁目地内＞	配水管布設替	指 名	19,322	25. 7. 11 25. 11. 8
35	西 部 工事事務所 水 道 課	赤島町配水管布設替工事 ＜若松区赤島町地内＞	小口径鋼管布 設工	一 般	27,375	25. 8. 8 26. 2. 7
36	西 部 工事事務所 水 道 課	菅原一丁目配水管布設替 工事 ＜戸畑区菅原一丁目地内＞	鑄鉄管据付工	指 名	15,518	25. 7. 25 26. 11. 22
37	西 部 工事事務所 水 道 課	熊西二丁目配水管布設替 工事 ＜八幡西区熊西二丁目地内＞	鑄鉄管据付工	指 名	18,162	25. 9. 12 26. 1. 30
38	西 部 工事事務所 水 道 課	鷹見台一丁目配水管布設 替工事 ＜八幡西区鷹見台一丁目地内＞	鑄鉄管据付工	一 般	21,959	25. 11. 7 26. 3. 30
39	西 部 工事事務所 水 道 課	瀬板一丁目配水管布設替 工事（その2） ＜八幡西区瀬板一丁目地内＞	鑄鉄管据付工	指 名	18,133	25. 2. 20 26. 7. 5
40	水 道 部 浄 水 課	配水流量計等更新電気計 装工事 ＜小倉南区大字志井＞	配水流量計等 更新電気計装 工事	一 般	19,530	24. 10. 4 25. 4. 30

番号	部課名	工 事 名 称 〈工 事 場 所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工 期
41	水 道 部 浄 水 課	配水流量計等更新電気計 装工事 ＜小倉南区大字吉田＞	配水流量計等更 新電気計装工事	指 名	41,979	25. 11. 7 26. 3. 15
42	水 道 部 浄 水 課	山ノ神ポンプ場電気設備 更新電気計装工事 ＜八幡東区大谷二丁目＞	山ノ神ポンプ場 電気設備更新電 気計装工事	指 名	142,594	25. 3. 21 26. 12. 28
43	水 道 部 浄 水 課	山ノ神小倉系3号吐出弁更 新工事 ＜八幡東区大谷三丁目＞	山ノ神小倉系 3号吐出弁更 新工事	指 名	11,813	25. 5. 23 25. 11. 30
44	水 道 部 浄 水 課	井手浦ろ過池他電動弁整 備工事 ＜小倉南区井手浦＞	井手浦ろ過池 他電動弁整備 工事	指 名	41,790	25. 9. 26 26. 3. 15
45	水 道 部 浄 水 課	伊佐座河川取水ポンプ盤 更新他電気計装工事 ＜遠賀郡水巻町二西四丁目＞	伊佐座河川取水 ポンプ盤更新他 電気計装工事	指 名	99,120	25. 10. 17 26. 12. 28
46	水 道 部 浄 水 課	伊佐座監視制御設備更新 電気計装工事 ＜遠賀郡水巻町二西四丁目＞	伊佐座監視制 御設備更新電 気計装工事	指 名	387,720	25. 11. 28 27. 3. 15
47	水 道 部 浄 水 課	伊佐座穴生系二段送水解除 機械工事 ＜遠賀郡水巻町二西四丁目＞	伊佐座穴生系 二段送水解除 機械工事	指 名	143,640	25. 11. 15 26. 12. 28
48	水 道 部 浄 水 課	山ノ神第二配水池他太陽 光発電設備設置工事 ＜八幡東区大谷二丁目＞	山ノ神第二配水 池他太陽光発電 設備設置工事	一 般	32,691	26. 2. 6 26. 9. 30
		計	48 件	2,383,894 千円		

別表 6 軽微な工事の抽出件数及び契約金額一覧表(上下水道局)

部 名	課 名	抽 出 工 事		摘 要
		件数	金 額 (千円)	
総務経営部	総 務 課	3	5,925	・ トイレ改修 ・ 配水管布設替 ・ 配水管布設 ・ 天井設置 ・ 空調機更新 ・ ポンプ取替 ・ パーテーション設置 ・ 法面整備
水道部	設 計 課	7	10,143	
	浄 水 課	8	12,001	
	井手浦浄水所	2	2,688	
	穴生浄水所	1	1,344	
東部工事事務所	水 道 課	9	12,386	
西部工事事務所	水 道 課	7	12,807	
合 計		37	57,294	

北九州市監査公表第3号

平成27年2月20日

北九州市監査委員	小村洋一
同	廣瀬隆明
同	日野雄二
同	世良俊明

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

1 監査の種類

定期監査(工事監査)

2 措置を講じた局等

建設局

3 監査の期間

平成25年12月26日から平成26年4月30日まで

4 監査公表の時期

平成26年5月27日(平成26年監査公表第28号)

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 建設局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
ア 地盤改良杭の設計について (道路建設課) [6] 横代南町山手1号線 道路改良工事(24-1) 本工事は、都市計画道路南方朽網線の一部を構成する区間の道路改良工事である。 道路築造に必要なL型プレキャスト擁壁工において、基礎地盤を補強するため、中圧噴射攪拌地盤改良工法による改良杭(径1.2m)を擁壁底盤幅に応じて、1列または2列で施工している。 改良杭の設計は、所定の地盤支持力に必要な改良率を設定して、最適な杭径、配置を決定するが、2列配置の施工区間では、約2分の1の区間で杭の一部が底盤外へ大きくハミ出し、支持力として考慮されない部分まで改良した不経済な配置となっていた。これは擁壁の安定性を考慮したものであるが、杭の配置を工夫することにより、施工する杭の本数を減ずることができ、施工費を軽減できた。 地盤改良杭の設計においては、改良率等についての設計上の考え方を十分理解し、経済性を含めた最適な杭の配置等の比較検討を行った上で、適切に行われたい。	今回、監査で指摘された点について、平成26年5月22日に開催された建設局道路建設課の「事務改善会議」の中で、地盤改良杭の設計を行う場合、まず、安全性を確保した上で経済的な配置検討を行うよう周知徹底を図った。 また、平成26年5月29日に開催された建設局関係課長、各区まちづくり整備課長及び上下水道局関係課長が参加する「建設局合同連絡会議」においても、同様に周知徹底を図った。

注・・・[] 内の数字は、平成26年監査公表第28号の別表1本工事抽出一覧表の番号を示す

監 査 の 結 果	措 置 状 況
イ 仮設防護柵の設計荷重について (街路課) [1 1] 中央町穴生線 (青山工区) 道路改築工事 (24-1) 本工事は、都市計画道路中央町穴生線の2車線区間を4車線化する道路改築工事である。 その中で、コンクリートブロック積擁壁を施工中の掘削面から、一般道への落石等を防護するため、地上高さ3.5mのH型鋼(幅15cm、根入れ1.0m)親杭横矢板方式による仮設防護柵を設計変更で増工している。 しかし、この仮設防護柵の設計においては、風の影響も考慮した柵の転倒等の検討をすべきであったが、なされていなかった。 このため、施工された仮設防護柵が突風などに対し、安全かどうか不明であり、不適切な設計・施工であった。 仮設工の設計・施工に際しては、工事中の安全性が確保されるよう、必要な設計荷重を考慮した上で、適切に行われたい。	平成26年5月29日に開催された建設局関係課長、各区まちづくり整備課長及び上下水道局関係課長が参加する「建設局合同連絡会議」において、仮設構造物の設計・施工に関しては、工事中の安全性が確保されるよう必要な設計荷重を考慮した上で対応するよう周知徹底を図った。 また、平成26年6月17日に開催された建設局街路課の「事務改善会議」の中でも、仮設構造物の安全性について同様に周知徹底を図った。 なお、仮設防護柵については、現在、明確な設計指針がないため、今後、他都市の事例調査などを行い、安全性の確保に努める。

注・・[] 内の数字は、平成26年監査公表第28号の別表1本工事抽出一覧表の番号を示す

北九州市監査公表第4号

平成27年2月20日

北九州市監査委員	小	村	洋	一
同	廣	瀬	隆	明
同	日	野	雄	二
同	世	良	俊	明

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

1 監査の種類

定期監査

2 措置を講じた局等

教育委員会

3 監査の期間

平成26年1月16日から平成26年5月12日まで

4 監査公表の時期

平成26年8月22日（平成26年監査公表第32号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 教育委員会

監 査 の 結 果	措 置 状 況
ア 契約事務 (ア) 委託契約事務について (施設課) 各学校重量物搬出搬入委託契約において、①仕様書に搬出、搬入する重量物の内訳が記載されていないもの、②同一学校・同一重量物・同一受託者の搬出業務委託と搬入業務委託で契約金額の差が生じているが、仕様書の記載内容不備によりその相違が確認できないものがあった。 市委託業務要綱では、委託に当たっては、委託業務の内容及び範囲を明らかにするとともに、その仕様を定めなければならないとされている。 適正な事務処理をされたい。	指摘のあった重量物搬出搬入業務委託の仕様書については、移動元、移動先、重量物を明記した様式を定めた。また、搬出時と搬入時で経路が異なる場合や、物品の廃棄等により搬出時と搬入時で重量物が異なる場合等も、内容を明記することとした。 これらについて、課内各係長と協議のうえ、全職員に配布、周知した。 今後は、この改善内容を反映した仕様書により業務を委託するとともに、決裁時には係長、課長で確実にチェックを行うこととしている。 また、平成26年9月8日実施の施設課事務改善会議において、重量物搬出搬入業務を含め、業務委託の仕様書には業務内容を明記すべきことを、課内職員間であらためて再確認した。 今後も、業務委託を行う際には、仕様書に不備が生じることのないよう、適正な事務処理を行っていく。

監 査 の 結 果	措 置 状 況
イ その他 (ア) 校納金の管理、執行について（その１） （戸ノ上中学校） 中学校においては、児童・生徒の私費負担となっている経費を学校において徴収し、保護者にかわって執行する児童・生徒負担金（以下「校納金」という。）について、「学校における児童・生徒負担金取扱マニュアル」（以下「取扱マニュアル」という。）等に基づき、管理、執行されている。 この事務についてみたところ、平成２４年度の修学旅行費、ふれあい合宿費、農泊体験費において、取扱マニュアルに反して、①管理している全通帳について作成することとされている口座管理簿に通帳が記載されておらず、また管理職による出納簿確認がなされていない、②経費執行に必要な見積書、支出（還付）伺兼支出命令書等がないものがある、③特に農泊体験費については、支出（還付）伺兼支出命令書と出納簿、預金通帳等が合致していない等、不適正・不明朗な管理、執行状況が見受けられた。 校納金については、その収入から支出までの経緯を明確にし、保護者等の不信を招くことのないよう、公金に準じた取扱いが求められる。 取扱マニュアル等に基づき、適正な管理執行を行われたい。	今回の指摘事項について、当該校においては、「校納金会計事務取扱マニュアル」及び「学校における児童・生徒負担金取扱マニュアル」の関係職員への周知徹底を図るとともに、事務処理について、組織全体でチェックを行う体制を整備した。 また、教育委員会においても、平成２６年８月１８日付で「平成２５年度定期監査における指摘事項に対する対応について」を全中学校宛てに通知し、中学校における校納金会計処理の実態の把握及び改善を指示した。 また、平成２６年９月１９日付で「平成２５年度定期監査における指摘・注意事項及び今後の業務処理について」を全校（園）宛てに通知し、適正な事務処理の徹底を図った。 今後も、学校における実情調査の際に同様の指導を行い、注意喚起を行う予定である。

監 査 の 結 果	措 置 状 況
(イ) 校納金の管理、執行について(その2) (菊陵中学校) 平成24年度の修学旅行費等の事務処理について、①管理している全通帳について作成することとされている口座管理簿に通帳が記載されていない、②執行、返金及び決算に関する事務処理が適切でない、また保護者への返金の際に領収書を徴していない、③出納簿の入力を誤っているなどの不適正な事例が見受けられた。 校納金は、児童・生徒の保護者負担となっている経費を学校において徴収し、保護者にかわって執行するものであり、「校納金会計事務取扱マニュアル」又は「学校における児童・生徒負担金取扱マニュアル」に基づき、公金に準じた取扱いを行うものとされている。 適正な事務処理を行うとともに、組織的なチェックを行う体制を整備されたい。	今回の指摘事項について、当該校においては、「校納金会計事務取扱マニュアル」及び「学校における児童・生徒負担金取扱マニュアル」の関係職員への周知徹底を図るとともに、事務処理について、組織全体でチェックを行う体制を整備した。 また、教育委員会においても、平成26年8月18日付で「平成25年度定期監査における指摘事項に対する対応について」を全中学校宛てに通知し、中学校における校納金会計処理の実態の把握及び改善を指示した。 また、平成26年9月19日付で「平成25年度定期監査における指摘・注意事項及び今後の業務処理について」を全校(園)宛てに通知し、適正な事務処理の徹底を図った。 今後も、学校における実情調査の際に同様の指導を行い、注意喚起を行う予定である。

監 査 の 結 果	措 置 状 況
(ウ) 校納金の事務処理について (高等理容美容学校) 学校においては、学生から教材費、教育活動費等への利用を目的として校納金を徴収している。この経理事務についてみたところ、①物品購入等において、納品後に起案し、決裁をしているもの、②見積書を徴していないもの、③納品書、領収書を徴していないもの、その他出納簿の記載に不備があるものなどが見受けられた。 校納金は、学生の私費負担となっている経費を学校において徴収し、保護者にかわって執行するものであり、公金に準じた取扱いが必要である。 再度、事務処理方法について検証し、物品購入等において、発注（契約）前に必ず校長までの決裁を行うなど、適正な事務処理をされたい。	今回の指摘事項について、平成26年7月17日の職員会議において、「北九州市立高等理容美容学校における学生負担金取扱マニュアル」に基づき、公金に準じた取扱いが必要であることを周知徹底し、事務処理における管理職によるチェックを厳格に実施している。 具体的には、支出事務の一連の手続を記したカードを関係者のデスクに常備し、事務職のみならず、管理職を含めた関係者全員でのチェックを実施し、適正な事務処理ができるよう改善を図った。

監 査 の 結 果	措 置 状 況
(エ) 生徒寮の管理運営事務について (北九州市立高等学校) 北九州市立高等学校では、平成２０年度より寄宿舎として『あさあけ寮』を設置しており、北九州市立高等学校寄宿舎管理要綱(以下「要綱」という。)及び北九州市立高等学校生徒寮寮費徴収規定(以下「徴収規定」という。)等に基づき、管理運営を行っている。 この事務についてみたところ、①要綱に定める入寮承認の通知を行っていない、②要綱に定める入居指定日が明確でないため、月の途中において入寮する場合の寮費が正しい額か判明しない、③徴収規定に定める寮費未納の場合の延納願を提出させていない等、不適正な事務処理が見受けられた。 要綱や徴収規定等に沿った適正な事務処理を行われたい。	指摘事項①については、平成２６年度入寮者の保護者に対して全件「入寮承認通知書」により通知を行った。 指摘事項②については、「入寮申請書」及び「入寮承認通知書」の様式を見直し、「入居指定日」欄を設けた。 指摘事項③については、平成２６年度４月滞納分から「延納願」を提出するように指導を行った。 あわせて、事務処理マニュアルを整備し、事務引継にも遺漏のないようにした。

平成27年2月20日

北九州市監査委員	小村洋一
同	廣瀬隆明
同	日野雄二
同	世良俊明

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

今回の監査は、建設局、上下水道局及び区役所まちづくり整備課において施工する公園、河川及び下水道関係の工事（調査設計、除草・浚渫及びエレベーター・エスカレーターの設備点検等に係わる業務委託を含む）で、平成25年7月13日から平成26年7月12日までに契約した本工事及び軽微な工事並びに平成25年度から平成26年度への継続工事を対象とした。

2 監査の方法

監査に必要な資料の提出を求め、表1、表2、表3のとおり工事等を抽出し、それぞれ事務手続、計画・設計及び施工について、事務が適正に執行されているか等を主眼に、関係書類の調査及び現地調査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

表1 工事の抽出（建設局）

工事区分	対象工事		抽出工事		備考
	件数	契約金額(千円)	件数	契約金額(千円)	
本工事 (委託業務を含む)	164	4,226,543	25	1,688,112	別表1参照
軽微な工事 (委託業務を含む)	207	195,907	33	52,709	別表2参照

表 2 工事の抽出（上下水道局）

工 事 区 分	対 象 工 事		抽 出 工 事		備 考
	件 数	契約金額(千円)	件 数	契約金額(千円)	
本 工 事 (委託業務を含む)	296	14,183,390	29	1,326,508	別表 3 参照
軽 微 な 工 事 (委託業務を含む)	299	298,009	27	38,957	別表 4 参照

表 3 工事の抽出（区役所まちづくり整備課）

工 事 区 分	対 象 工 事		抽 出 工 事		備 考
	件 数	契約金額(千円)	件 数	契約金額(千円)	
本 工 事 (委託業務を含む)	210	1,759,002	21	328,378	別表 5 参照
軽 微 な 工 事 (委託業務を含む)	1,852	2,073,463	47	72,965	別表 6 参照

3 監査の期間

平成 26 年 8 月 25 日から平成 26 年 12 月 9 日まで

4 監査の結果

（１）建設局

監査の結果、工事の事務手続、計画・設計及び施工は、おおむね適正に行われていた。

（２）上下水道局

監査の結果、工事の事務手続、計画・設計及び施工は、おおむね適正に行われていた。

（３）区役所

監査の結果、工事の事務手続、計画・設計及び施工は、おおむね適正に行われていた。

別表 1 本工事抽出一覧表（建設局）

番号	部課名	工 事 名 称 〈工 事 場 所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工 期
1	公園緑地部 公園建設課	米町公園整備工事 ＜小倉北区京町三丁目5番＞	園路整備工、 真砂土舗装、 レンガ舗装	指名	34,380	25.10.18 26. 3.28
2	公園緑地部 公園建設課	響灘緑地桜広場整備工事 ＜若松区大字頓田＞	張芝、U型側 溝、引込柱、 遊具、ベンチ	一般	41,216	25. 9.26 26. 3.24
3	公園緑地部 公園建設課	都島展望公園駐車場整備 工事 ＜戸畑区牧山五丁目地内＞	敷地造成、擁 壁工事、地盤 改良工、給水 管工	一般	57,635	25. 9. 5 26. 3.27
4	公園緑地部 公園建設課	和布刈公園和布刈小橋補 修工事 ＜門司区大字門司＞	上部補修工、 下部補修工、 橋面改良工	指名	11,712	25. 9.26 25.12.27
5	公園緑地部 公園建設課	都島展望公園敷地造成工事 ＜戸畑区牧山五丁目地内＞	敷 地 造 成 、 擁 壁 工 事 、 地 盤 改 良 工	一般	122,955	25. 9.19 25. 7.31
6	公園緑地部 公園建設課	スペースワールド駅前広 場植栽工事 ＜八幡東区東田二丁目＞	石積、高木植 栽、張芝	一般	25,510	26. 3.20 26. 8. 2
7	公園緑地部 公園建設課	ひびきコスモス公園植栽 他工事 ＜若松区向洋町＞	高木植栽、塩 ビ管、汚水枳	指名	5,985	26. 2.27 26. 7.30
8	河 川 部 河川整備課	江川護岸工事（25-2） ＜若松区大字小敷＞	土工、護岸工	一般	63,327	25.8.15 26.2.26
9	河 川 部 河川整備課	金剛川護岸工事（25-1） ＜八幡西区金剛二丁目＞	護岸工、下部 工	一般	92,531	25.8.1 26.3.31
10	河 川 部 河川整備課	紫川（MM区間）河道掘 削工事（25-1） ＜小倉北区内ほか＞	河道掘削工	一般	380,714	25.9.5 26.3.20

番号	部課名	工 事 名 称 (工 事 場 所)	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工 期
11	河 川 部 河川整備課	紫川（ふるさと区間）河 川整備工事（25-1） ＜小倉南区長行東一丁目ほか＞	法面工、アス ファルト舗装工、 排水工	一 般	52,491	25.10.10 26.3.31
12	河 川 部 河川整備課	相割川（恒見橋）上部工 工事（25-1） ＜門司区恒見町＞	箱型函渠工、 護岸工、道路 改良	一 般	157,762	25.9.5 26.8.31
13	河 川 部 河川整備課	江川護岸工事（25-6） ＜八幡西区大字本城＞	護岸工	一 般	67,745	26.3.20 26.8.31
14	河 川 部 河川整備課	神嶽川護岸工事（25-1） ＜小倉北区馬借一丁目ほか＞	護岸工	一 般	139,965	25.9.26 26.7.31
15	東 部 整備事務所 工務第二課	城山霊園法面整備工事 ＜門司区大字猿喰＞	土砂掘削、法 面整形他	指 名	22,561	25.10.31 26.3.31
16	東 部 整備事務所 工務第二課	小熊野公園擁壁改修工事 ＜小倉北区熊谷一丁目＞	コンクリートブ ロック積 擁壁	指 名	15,637	25.8.16 26.3.3
17	東 部 整備事務所 工務第二課	母原川護岸工事（25-2） ＜小倉南区大字母原＞	護岸工他	一 般	30,708	25.9.5 26.2.28
18	東 部 整備事務所 工務第二課	三萩野公園庭球場防球フ ェンス改修工事 ＜小倉北区三萩野三丁目＞	防球フェンス 改修、門扉改 修	指 名	19,642	25.10.21 26.5.31
19	東 部 整備事務所 工務第二課	到津の森公園チンパンジ ー獣舎改修工事 ＜小倉北区上到津四丁目1番＞	チンパンジー 獣舎改修	指 名	27,786	26.3.20 26.8.23
20	東 部 整備事務所 工務第二課	スタヌキ川パラペット整 備工事（25-1） ＜門司区大字柄杓田＞	パラペット工	一 般	35,777	25.10.10 26.5.30

番号	部課名	工 事 名 称 (工 事 場 所)	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工 期
21	西 部 整備事務所 工務第二課	岡田公園遊具広場整備工事 ＜八幡西区岡田町＞	敷地造成工、 植栽工、給水 設備工ほか	一 般	49,237	25.9.19 26.3.15
22	西 部 整備事務所 工務第二課	上保公園災害復旧工事 ＜八幡西区鷹ノ巣三丁目＞	敷地造成工、 植生工、プロ ック積擁壁工 ほか	指 名	14,868	25.11.8 26.3.31
23	西 部 整備事務所 工務第二課	宮丸川護岸整備工事 ＜若松区藤ノ木一丁目＞	遮水工、舗装 復旧工	指 名	21,705	25.12.27 26.3.31
24	西 部 整備事務所 工務第二課	香月線道路改築付帯工事 (25-1) ＜八幡西区香月西三丁目＞	鋼 矢 板 護 岸 工、表面処理 工	一 般	128,493	25.9.19 26.3.31
25	西 部 整備事務所 工務第二課	境川護岸工事 (25-1) ＜戸畑区中原東三丁目ほか＞	補強土護岸工 (左岸) ほか	一 般	67,770	25.9.26 26.5.30
計 25 件 1,688,112 千円						

別表 2 軽微な工事総括表（建設局）

部 名	課 名	抽 出 工 事		適 要
		件数	金額（千円）	
公 園 緑 地 部	公 園 建 設 課	9	15,348	・レンガ舗装 ・空調機取替 ・倉庫改修 ・駅前広場整備 ・護岸整備 ・擁壁設置 ・監視カメラ設備 ・公園整備 ・流水プール改修 ・防音材張替 ・遊歩道整備 ・法面整備
河 川 部	水 環 境 課	1	1,239	
	河 川 整 備 課	5	8,918	
東 部 整 備 事 務 所	工 務 第 二 課	11	17,894	
西 部 整 備 事 務 所	工 務 第 二 課	7	9,310	
合 計		33	52,709	

別表 3 本工事抽出一覧表（上下水道局）

番号	部 課 名	工 事 名 称 （工 事 場 所）	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 （千円）	工 期
1	下 水 道 部 下水道整備課	石原町地内雨水（その3） 管渠築造工事 ＜小倉南区大字石原町＞	既成ボックス	指名	16,815	25. 10. 31 26. 5. 30
2	下 水 道 部 下水道整備課	津田新町二丁目地内他雨 水排水ポンプ整備工事 ＜小倉南区津田新町二丁目ほか＞	流出渠・ゲート ポンプ 躯体工、 除塵機躯体工 他	一般	80,484	25. 8. 15 26. 3. 31
3	下 水 道 部 下水道整備課	陣山雨水幹線調整池場内 整備工事 ＜八幡東区桃園三丁目＞	法面工、擁壁 工、舗装工	一般	27,972	26. 3. 20 26. 7. 28
4	下 水 道 部 下水道整備課	鴨生田一丁目地内雨水調 整池（その2）築造工事 ＜若松区鴨生田一丁目＞	雨水調整池築造 工、コンクリートブロック 張工、地盤改良工	一般	138,146	25. 8. 1 26. 3. 15
5	下 水 道 部 下水道整備課	八千代町幹線（その3）管 渠更生工事 ＜八幡西区黒崎一丁目＞	本管更生工	指名	85,596	25. 9. 12 26. 3. 15
6	下 水 道 部 下水道整備課	夕原町地内（その1）管渠 更生工事 ＜八幡西区夕原町＞	管更生工	指名	74,222	25. 9. 5 26. 1. 31
7	下 水 道 部 下水道整備課	陣原三丁目地内他管渠更 生工事 ＜八幡西区陣原三丁目ほか＞	管更生工	指名	64,603	25. 9. 26 26. 3. 14
8	下 水 道 部 下水道整備課	都島ポンプ場解体工事 ＜戸畑区牧山海岸＞	構造物取壊工	指名	34,190	25. 12. 5 26. 6. 30
9	下 水 道 部 下水道整備課	黒崎二丁目地内管渠更生 工事 ＜八幡西区黒崎二丁目＞	本管更生工	指名	74,939	25. 10. 31 26. 3. 15
10	下 水 道 部 下水道整備課	皇后崎浄化センター新管理棟ケー ブル処理室実施設計業務委託 ＜八幡西区夕原町＞	ケーブル処理 室設計	指名	4,968	25. 12. 12 26. 5. 30

番号	部課名	工 事 名 称 (工 事 場 所)	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工 期
11	下水道部 施設課	津田新町二丁目地内他雨水排水ポンプ機械設備新設工事 ＜小倉南区津田新町2＞	ポンプゲートの新設、除塵機の新設、据付、配管工事他	指名	81,900	25. 6.13 26. 5.31
12	下水道部 施設課	払川ポンプ場 1、2 号汚水ポンプ機械設備改良工事 ＜若松区大字払川73 番地5＞	汚水ポンプ改良、電動機改良他	指名	57,907	25. 7.18 26. 3.15
13	下水道部 施設課	新町浄化センター4、5 号汚水ポンプ機械設備改良工事 ＜門司区松原三丁目6 番1 号＞	汚水ポンプの更新、電動機の更新他	指名	64,575	25. 7.18 26. 3.15
14	下水道部 施設課	新町浄化センター2 号脱水機電気計装設備改良工事 ＜門司区松原三丁目6 番1 号＞	電気計装設備工事	指名	137,550	25. 9.26 26. 3.15
15	下水道部 施設課	皇后崎浄化センター1 号2 系曝気槽電気計装設備改良工事 ＜八幡西区夕原町1 番1 号＞	高効率散気装置への更新、電気計装設備工事の改良	指名	126,000	25.10.17 26. 3.15
16	下水道部 施設課	日明浄化センター汚泥ポンプ電気室防水修繕工事 ＜小倉北区西港町96 番地3＞	汚水ポンプ電気室の防水修繕	指名	3,006	25.12.26 26. 3.11
17	下水道部 施設課	北九州市公共下水道藤田ポンプ場他再構築基本設計（耐震診断）にかかる技術的援助 ＜八幡西区＞	再構築基本設計（耐震診断）にかかる技術的援助	随契	52,600	25. 7.18 26. 3.31
18	下水道部 東部 浄化センター	日明浄化センター監視操作・運転支援装置電気計装設備改良工事 ＜小倉北区西港町96 番地3＞	監視操作装置・運転支援装置の改良	随契	19,425	25. 8. 7 25.10.31
19	下水道部 東部 浄化センター	日明浄化センター5 号汚泥脱水機他定期修繕工事 ＜小倉北区西港町96 番地3＞	汚泥脱水機の分解・点検整備	指名	33,477	25. 8.14 26. 1.31
20	下水道部 東部 浄化センター	日明浄化センター重力濃縮汚泥投入ポンプ修繕工事 ＜小倉北区西港町96 番地3＞	濃縮汚泥投入ポンプの分解整備	指名	11,550	26. 3. 6 26. 3.31

番号	部課名	工 事 名 称 (工 事 場 所)	工事概要	契 約 内 容		
				方 法	契 約 金 額 (千円)	工 期
21	下 水 道 部 西 部 浄化センター	藤田ポンプ場汚水ポンプ 修繕工事 ＜八幡西区大字藤田222番地5＞	汚水ポンプ修 繕	指 名	9,975	25. 8. 8 26. 1. 17
22	下 水 道 部 西 部 浄化センター	皇后崎浄化センター2 号遠 心脱水機他定期修繕工事 ＜八幡西区夕原町1 番1 号＞	遠心脱水機の 定期修繕、整 備	指 名	29,078	25. 10. 16 26. 3. 15
23	下 水 道 部 西 部 浄化センター	皇后崎浄化センター他4 箇所無停電 電源装置電気計装設備修繕工事 ＜八幡西区夕原町1 番1 号＞	無停電電源装置等 の蓄電池、基盤等 の交換	指 名	16,779	25. 10. 31 26. 3. 15
24	下 水 道 部 西 部 浄化センター	蒲生三丁目地内他雨水管 渠築造工事 ＜小倉南区蒲生三丁目ほか＞	自由勾配側 溝、現場打水 路、雨水樹	指 名	8,834	25. 11. 7 26. 3. 15
25	下 水 道 部 西 部 浄化センター	石田南二丁目地内管渠築 造工事 ＜小倉南区石田南二丁目＞	管渠工、人孔	指 名	12,386	25. 12. 26 26. 6. 30
26	下 水 道 部 西 部 浄化センター	葛原東三丁目地内雨水排水 ポンプ整備（その2）工事 ＜小倉南区葛原東三丁目＞	排水ポンプ流 入渠・放流渠	指 名	14,286	26. 3. 13 26. 9. 30
27	下 水 道 部 西 部 浄化センター	則松七丁目地内他（その 2）管渠更生工事 ＜八幡西区則松七丁目ほか＞	管更生	指 名	18,217	25. 8. 7 25. 11. 25
28	下 水 道 部 西 部 浄化センター	桃園一丁目地内（その9） 合流改善管渠築造工事 ＜八幡東区桃園一丁目＞	塩ビ管、人孔	指 名	9,363	26. 3. 20 26. 8. 15
29	下 水 道 部 西 部 浄化センター	頓田地内（その1）管渠築 造工事 ＜若松区大字頓田＞	汚水管	指 名	17,665	25. 10. 31 26. 3. 15
計 29 件 1,326,508 千円						

別表 4 軽微な工事の抽出件数及び契約金額一覧表（上下水道局）

部 名	課 名	抽 出 工 事		適 要
		件数	金額（千円）	
下 水 道 部	下 水 道 整 備 課	2	2,871	・ 管渠移設 ・ 除塵機修繕 ・ 中央監視操作装置修繕 ・ 監視制御設備修繕 ・ テレメータ設備修繕 ・ 汚水ポンプ出弁修繕 ・ 電気室屋上防水修繕 ・ 破砕機修繕 ・ 管渠築造 ・ 取付管整備 ・ 雨水管渠築造
	東 部 浄 化 セ ン タ ー	8	10,006	
	西 部 浄 化 セ ン タ ー	8	11,271	
東 工 事 事 務 所	下 水 道 課	5	7,794	
西 工 事 事 務 所	下 水 道 課	4	7,015	
合 計		27	38,957	

別表 5 本工事抽出一覧表（区役所まちづくり整備課）

番号	部課名	工 事 名 称 〈工 事 場 所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工 期
1	門司区役所 まちづくり 整 備 課	西新町一丁目地内（その 2）管渠更生工事 ＜門司区西新町一丁目＞	管更生	指名	17,362	25.10. 4 26. 1.12
2	門司区役所 まちづくり 整 備 課	大坪川他河川除草業務委託 ＜門司区大字伊川ほか＞	機械刈、手刈	指名	4,860	26. 6.20 26. 9.12
3	門司区役所 まちづくり 整 備 課	街路除草業務委託（門司 区） ＜門司区一円＞	除草剤・植込地 （夏・秋・春）、 除草剤・植栽	指名	15,930	26. 4.22 27. 3.25
4	小倉北区役所 まちづくり 整 備 課	新紫川伏越人孔清掃浚渫 業務委託（収集・運搬） ＜小倉北区大手町ほか＞	管路浚渫、人 孔浚渫、汚泥 運搬	指名	14,700	25.11.15 26. 3. 5
5	小倉北区役所 まちづくり 整 備 課	街路樹冬季剪定業務委託 （小倉北区-1） ＜小倉北区内一円＞	高木剪定	指名	18,460	25. 9.27 26. 3.14
6	小倉北区役所 まちづくり 整 備 課	永添川他除草清掃業務委託 ＜小倉北区黒住町ほか＞	人力除草工、 機械除草工、 塵芥収集	指名	2,430	26. 6.20 26. 9.12
7	小倉南区役所 まちづくり 整 備 課	下吉田三丁目地内（その 2） 管渠更生工事 ＜小倉南区下吉田三丁目＞	本管更生工	指名	16,771	25.12.26 26. 3.13
8	小倉南区役所 まちづくり 整 備 課	街路樹冬期剪定業務委託 （小倉南区） ＜小倉南区内一円＞	高木剪定	指名	17,412	25. 9.27 26. 3. 5
9	小倉南区役所 まちづくり 整 備 課	街路除草及び中下木剪定 業務委託（小倉南区 1） ＜小倉南区内一円＞	街路除草、中 下木剪定、寄 植刈込	指名	34,020	26. 5. 7 26.11.14
10	若松区役所 まちづくり 整 備 課	高須東三丁目地内他人孔 蓋取替工事 ＜若松区高須東三丁目地内ほか＞	人孔蓋取替、人 孔蓋調整、小型 マンホール取替	指名	8,303	25.10. 3 26. 1.31

番号	部 課 名	工 事 名 称 (工 事 場 所)	工事概要	契 約 内 容		
				方 法	契 約 金 額 (千 円)	工 期
11	若松区役所 まちづくり 整 備 課	栄盛川護岸改良工事 ＜若松区波打町ほか＞	パラペット新 設工、パラペ ット嵩上げ工	指 名	7,312	25.12. 6 26. 3.15
12	若松区役所 まちづくり 整 備 課	公園除草及び中下木剪定 業務委託（若松区東部） ＜若松区東部一円＞	手刈、機械刈、 芝地、寄植刈 込、生垣刈込	指 名	31,104	26. 5. 9 26.11.15
13	八幡東区役所 まちづくり 整 備 課	勝山一丁目地内管渠更生 工事 ＜八幡東区勝山一丁目＞	本管更生工、 取付管更生、 副管更生工	指 名	17,472	25. 7.18 26. 1.31
14	八幡東区役所 まちづくり 整 備 課	枝光尾倉1号線植栽工事 ＜八幡東区東田二丁目＞	高木植栽、下 木植栽、張芝	指 名	12,905	25.12.13 26. 3.14
15	八幡東区役所 まちづくり 整 備 課	公園除草及び中下木剪定 業務委託（八幡東区） ＜八幡東区区内一円＞	手刈、機械刈、 モア、剪定	指 名	32,886	25. 5. 9 26.11.15
16	八幡西区役所 まちづくり 整 備 課	日吉台三丁目地内（その 1）管渠更生工事 ＜八幡西区日吉台三丁目＞	管渠更生	指 名	16,926	25. 8. 8 25.12.16
17	八幡西区役所 まちづくり 整 備 課	新々堀川外除草業務委託 ＜八幡西区本城東一丁目外＞	除草	指 名	5,761	26. 6. 6 26.12.25
18	八幡西区役所 まちづくり 整 備 課	公園定期除草及び中下木 剪定業務委託（八幡西1） ＜八幡西区区内一円＞	公園除草	指 名	23,760	26. 5. 9 26.11.14
19	戸畑区役所 まちづくり 整 備 課	西鞆ヶ谷町地内他管渠更 生工事 ＜戸畑区西鞆ヶ谷町ほか＞	管更生二層構 造管、部分補 修枝管	指 名	16,226	25. 9.19 26. 1.20
20	戸畑区役所 まちづくり 整 備 課	街路樹冬季剪定業務委託 （戸畑区） ＜戸畑区内一円＞	基本剪定、整 枝剪定	指 名	10,322	25. 9.27 26. 3.15

番号	部課名	工 事 名 称 〈工 事 場 所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工 期
21	戸畑区役所 まちづくり 整 備 課	夜宮二丁目地内他（環境）下水道調査点検業務委託 ＜戸畑区夜宮二丁目ほか＞	本管 TV カメラ調査工、取付管 TV カメラ調査工	指名	3,456	26. 4.16 26. 7.15
計 21 件 328,378 千円						

別表 6 軽微な工事の抽出件数及び契約金額一覧表（区役所）

部 名	課 名	抽 出 工 事		適 要
		件 数	金 額 (千円)	
門 司 区 役 所	まちづくり整備課	6	10,637	・ 雨水渠護岸復旧 ・ 便所設置 ・ 公園整備 ・ 河川改修 ・ 取水ポンプ改良 ・ 下水道維持修繕 ・ 護岸補強 ・ 人孔蓋取替 ・ 低地ポンプ修繕 ・ 管渠整備 ・ 護岸法面吹付 ・ 公園法面保護 ・ 遊歩道整備
小倉北区役所	まちづくり整備課	8	11,612	
小倉南区役所	まちづくり整備課	7	9,562	
若松区役所	まちづくり整備課	6	7,681	
八幡東区役所	まちづくり整備課	6	9,896	
八幡西区役所	まちづくり整備課	8	14,685	
戸畑区役所	まちづくり整備課	6	8,892	
合 計		47	72,965	

平成27年2月20日

北九州市監査委員	小	村	洋	一
同	廣	瀬	隆	明
同	日	野	雄	二
同	世	良	俊	明

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

今回の監査は、環境局及び監査事務局の平成25年度及び平成26年度（平成26年4月から同年6月末日まで）の収入、支出、契約、財産管理等の財務事務及びその他の事務の執行を対象とした。

2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

3 監査の期間

平成26年7月23日から平成26年11月4日まで

4 監査の結果

(1) 環境局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

ア 支出事務

(ア) 委託契約事務に係る履行確認について

(環境未来都市推進室)

印刷物制作に係る委託業務において、成果品に間違った箇所があったにもかかわらず、それを看過して納品させたため、再度、作り直し、不要な経費が生じた。

地方自治法及び市委託業務要綱では、契約の適正な履行を確保するため必要な監督又は検査をしなければならず、業務が完了したときは、履行の確認又は成果物の検査及び検収を行うこととされている。また、地方自治法、市予算規則及び市会計規則では、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないとされている。

適正な事務処理をされたい。

(イ) 資金前渡金の精算等について

(環境国際戦略課)

会議の開催にあたり外国から招聘した出席者の旅費を、資金前渡により支出手続を行い現金で渡そうとしたところ、所属団体からの請求に基づき銀行振込で支払うよう指示された。そのため、現金を受け渡しせずに領収書を受領し、その領収書で資金前渡の精算を行い、当該現金を保管していた。

また、その後、旅費の請求額が保管していた現金よりも少なかったために生じた余剰金を市に返納せず、年度末まで保管等した上で次年度に寄付金に使用した。

市会計規則では、資金前渡者は、その支払の終わった後、指定された日数以内に精算し、精算残額のあるときは、直ちに会計管理者等に返納するものとされている。

また、地方自治法及び市会計規則では、支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされており、さらに地方自治法では、寄附をする場合は、公益上必要があると認められなければならないとされている。

適正な事務処理をされたい。

イ 財産管理事務

(ア) 指定管理施設の備品管理等について

(環境学習課)

北九州市環境ミュージアムの管理は指定管理者に委託されているが、①市の貸与備品のうち重要物品で既に撤去しているものや、既に使用が不可能なものなどで廃棄等の処分を行っていないもの、②施設の改修について本来指定管理者が実施すべきものを市が行っていたものがあった。

市会計規則では、物品管理者はその所管に属する物品を適正かつ効率的に管理し、常にその使用状況を把握しておかなければならないとされており、物品管理要領では、備品台帳と現物との照合・検査を毎年度末に行い、その結果を会計室の指示に従って報告することとされている。

また、当該施設の管理運営に関する基本協定書では、改修については1件5万円未満のものは指定管理者の費用と責任において実施するものとされている。

適正な事務処理をされたい。

(イ) 販売物品の在庫管理について

(業務課)

当市では、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に際し、処理手数料を徴収しており、この処理手数料は、家庭ごみ用ごみ袋、資源化物用ごみ袋及び粗大ごみ処理手数料納付券（以下「指定ごみ袋等」という。）を市民が購入することにより徴収することとなっている。

この指定ごみ袋等の保管は業者に委託しており、毎月の保管状況について業務完了報告書の提出を受けているが、市みずからによる現物の在庫確認はしていなかった。

指定ごみ袋等は、金銭的価値がある販売物品であり、また、保管されている指定ごみ袋等の手数料相当額は多額であることから、市みずからによる定期的な在庫確認を含めたより適正な履行確認がなされるべきである。

市会計規則及び物品管理要領では、所管に属する物品を適正かつ効率的に管理し、常にその使用状況を把握しておかなければならず、台

帳等関係帳簿を正確に整備し、常に関係帳簿と照合・検査しておくこととされている。

また、市委託業務要綱では、業務が完了したときは、履行の確認を行うこととされている。

より適正な物品管理をされたい。

ウ その他

(ア) 公の施設の指定管理者の指定の告示について

(環境未来都市推進室)

環境未来都市推進室では、北九州市響灘ビオトープ（以下「ビオトープ」という。）と北九州市エコタウンセンター（以下「エコタウンセンター」という。）の２施設を所管し、その管理を指定管理者に委託している。指定管理については、平成２６年度からビオトープは１期目、エコタウンセンターは３期目の指定管理者を指定し、基本協定を締結したが、指定管理者の指定について、告示が行われていなかった。

ビオトープについては、市響灘ビオトープ条例施行規則により、エコタウンセンターについては、市指定管理者制度ガイドラインにより、それぞれ指定管理者の指定の告示を行うものとされている。

適正な事務処理をされたい。

なお、市エコタウンセンター条例施行規則には、指定管理者の指定の告示に関する規定がないため、見直しを検討されたい。

(２) 監査事務局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

北九州市監査公表第7号
平成27年2月20日

北九州市監査委員	小村洋一
同	廣瀬隆明
同	日野雄二
同	世良俊明

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

(1) 財政援助団体

今回の監査は、北九州市（以下「市」という。）が財政援助をしている環境局所管団体のうち、次の3団体を抽出し、平成25年度及び平成26年度（平成26年4月から同年6月末日まで）に交付した補助金等に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

（平成26年6月30日現在、単位：千円）

補助金 交付団体名称	補助金等名称	25年度 交付額	26年度 交付額	所管課
北九州エコライフステージ実行委員会	北九州エコライフステージ負担金	19,385	20,285	環境学習課
株式会社安川電機	環境未来技術開発助成金	17,000	0	環境未来都市推進室
公立大学法人北九州市立大学	環境未来技術開発助成金	10,600	0	

※26年度交付額は、平成26年6月30日現在の交付済額。

(2) 公の施設の指定管理者

今回の監査は、市が公の施設の管理を行わせている環境局所管の指定管理者のうち、次の2団体を抽出し、平成25年度及び平成26年度（平成26年4月から同年6月末日まで）の公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

指定管理者名	施設名	指定期間	所管課
タカミヤ・マリバー 里山を考える 会共同事業体	北九州市環境 ミュージアム	平成21年4月1日～ 平成26年3月31日、 平成26年4月1日～ 平成31年3月31日	環境学習課
ひびき灘開発株式 会社	北九州市エコ タウンセンタ ー	平成21年4月1日～ 平成26年3月31日、 平成26年4月1日～ 平成31年3月31日	環境未来都 市推進室
	北九州市響灘 ビオトープ	平成26年4月1日～ 平成31年3月31日	環境未来都 市推進室

2 監査の方法

(1) 財政援助団体

監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

(2) 公の施設の指定管理者

監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

3 監査の期間

平成26年7月23日から平成26年11月4日まで

4 監査の結果

(1) 財政援助団体

監査に当たっては、補助金等がその目的に沿って適正に執行されているか等に着目して実施した。

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

ア 北九州エコライフステージ実行委員会

(ア) 委託契約事務について

イベント実施に係る会場設営等の委託について、同様の内容の業務を分割発注し、経理規程に定める予定価格を超えないものとして、入札を行わずに随意契約を結んでいた。

こうした同様の内容の業務の発注にあたっては、一体のものとして分割せずに委託契約を行い、より一層の経済性等の向上を図るべきものである。

。

適正な事務処理をされたい。

また、当団体の経理規程では、委託契約にあたっては入札に付すことを原則とし、予定価格が400万円を超えない場合は随意契約によるとしているが、これは本市のいわゆる少額随意契約の基準（100万円以下）と比べて相当高額となっている。

年間収入額の大半が本市からの負担金である実情を踏まえ、随意契約によることができる予定価格の上限金額の見直しを検討されたい。

(2) 公の施設の指定管理者

監査に当たっては、条例及び協定に沿って適正な管理が行われているか等に着目して実施した。

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。

平成27年2月20日

北九州市監査委員	小村洋一
同	廣瀬隆明
同	日野雄二
同	世良俊明

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

今回の監査は、北九州市（以下「市」という。）が資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体のうち、次の2団体を抽出し、平成25年度及び平成26年度（平成26年4月から同年6月末日まで）の事業における出納その他の事務の執行を対象とした。

- (1) 公益財団法人 北九州市環境整備協会
- (2) 公益財団法人 北九州国際技術協力協会

2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

3 監査の期間

平成26年7月23日から平成26年11月4日まで

(1) 公益財団法人北九州市環境整備協会

ア 事業の概要

(ア) 目的

公益財団法人北九州市環境整備協会（以下「整備協会」という。）は、廃棄物の適正処理並びに環境衛生に関する調査、研究、検査及び相談等を通じて生活環境の健全化を推進し、地域住民の福祉の増進に寄与することを目的として、昭和57年3月18日に設立され、平成24年4月1日に公益財団法人に移行した法人である。

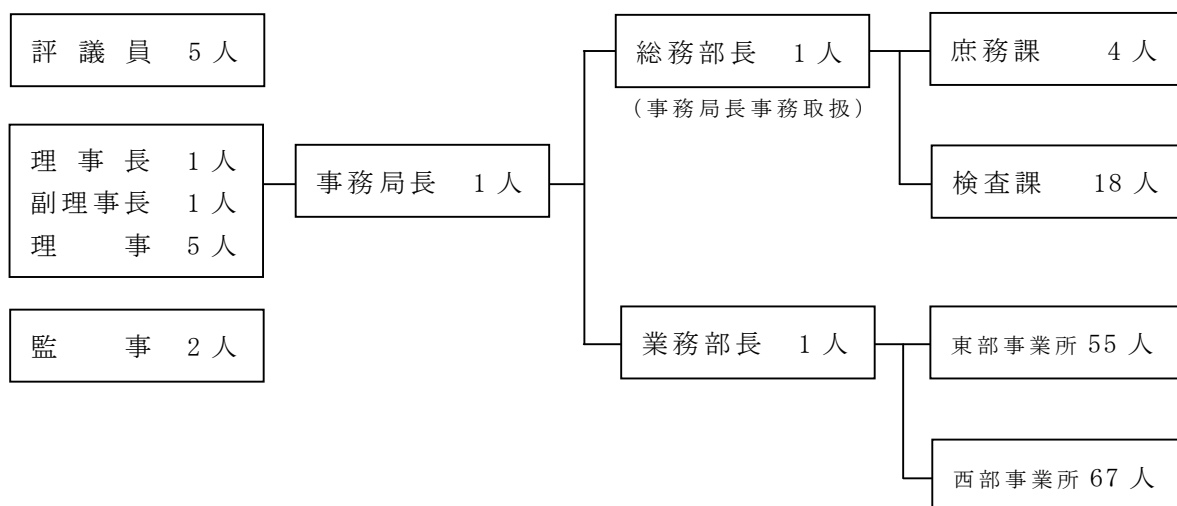
(イ) 現況

整備協会は、前記の事業目的を達成するため、一般廃棄物の適正処理及び減量並びに環境美化に関する事業、環境衛生に関する調査・研究・検査及び相談等に関する事業等を実施している。業務実績、貸借対照表及び正味財産増減計算書は、表1、表2及び表3のとおりである。

(ウ) 組織

整備協会の組織は、次のとおりである。

（平成26年6月30日現在）



(エ) 市との関係

市は、整備協会の設立に当たり、基本財産1,000万円のうち300万円（30%）を出捐するとともに、市内の家庭から排出される家庭ごみ及び資源化物の収集運搬業務、環境検査分析業務等を委託し、平成25年度は7億3,623万円、平成26年度は6月までに1億7,951万円の委託料を支出している。

イ 監査の結果

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

(ア) 予算執行について

平成２５年度の整備協会の決算において、支出決算額が理事会の承認を受けずに予算額を超えて執行されていた。また、予算の流用についても、理事長の承認を受けずに執行されていた。

整備協会の定款及び経理規程では、予算及び補正予算の編成は理事会の承認が必要としている。また、中科目間での予算の流用は認められているが、それには理事長の承認が必要としている。

適正な手続に基づく予算の執行をされたい。

整備協会の平成２５年度の収支状況を見ると、当期一般正味財産増減額は、１，１６４万円のマイナスとなったが、マイナスの額は前年度と比べると１，１３０万円減少した。

収益は、前年度と比べ、５２９万円の増加となった。これは、市から受託している家庭ごみ等の収集運搬業務に伴う廃棄物適正処理事業収益はほぼ増減がない一方、環境検査分析事業収益が６６６万円増加したことによるものである。

また、費用は、前年度と比べ、経常費用はほぼ同額となり、経常外費用は６７６万円の減少となった。経常費用のうち、廃棄物適正処理事業費は１，１５２万円減少し、環境検査分析事業費は１，２６９万円増加した。

今後とも、廃棄物適正処理事業においては、市からの受託業務を適正に行うことを、環境検査分析事業においては、検査や管理の業務を適正に行い、環境学習・啓発・国際協力にも寄与しつつ、収支改善にも努めることを、それぞれ期待する。

表 1 業務実績

(金額は税抜き)

事業名		平成 2 4 年度		平成 2 5 年度	
		件数等	収入(円)	件数等	収入(円)
検査事業収入	浄化槽放流水の水質検査	1,218 検体	9,371,700	1,217 検体	9,257,900
	浄化槽法定検査	1,554 基	9,797,000	1,592 基	10,030,000
	簡易専用水道施設検査	986 基	14,978,146	768 基	12,879,444
	飲料水検査	949 検体	9,394,200	884 検体	9,179,600
	工場廃棄物等検査	518 検体	9,358,640	546 検体	7,946,923
	放射能・空間放射量測定	89 検体	885,915	246 検体	2,250,765
	小 計		53,785,601		51,544,632
	放射能測定	6 件	5,229,000		
	浄化槽指導調査	1 件	870,000	1 件	850,000
	廃棄物処分場排水処理施設運転管理	4 件	25,251,304	2 件	27,354,635
	廃棄物溶出試験			1 件	1,650,000
	焼却工場に係る分析	1 件	8,500,000	1 件	8,900,000
	ごみ質等に係る分析	1 件	1,400,000	1 件	750,000
	公共用水域等水質調査	2 件	38,715,000	2 件	35,225,000
	下水道工事に伴う水質検査	1 件	701,000	1 件	432,000
	工場・事業所排水試験	1 件	13,499,999	1 件	12,800,000
	石油備蓄基地の飲料水等検査	1 件	2,538,914	2 件	1,908,400
	病院排水水質検査	4 件	1,800,000	4 件	1,800,000
	pH 検査	2 件	475,000	1 件	390,500
	国際研修	13 件	7,486,537	15 件	26,478,241
	その他分析	13 件	7,254,000	11 件	4,086,724
	小 計		113,720,754		122,625,500
	家庭ごみ収集運搬	1 件	667,267,200	1 件	667,176,480
	紙パック・トレイ選別	1 件	6,006,000	1 件	6,006,000
	市民いっせいまち美化	1 件	435,000	1 件	435,000
小 計			673,708,200		673,617,480
合 計			841,214,555		847,787,612

表 2 貸借対照表

(平成 2 6 年 3 月 3 1 日現在、単位：円)

科 目	平成 2 5 年度 決 算 額 (a)	平成 2 4 年度 決 算 額 (b)	差 引 (a) - (b)
I 資 産 の 部			
1 流 動 資 産			
現 金 預 金	181,037,206	192,652,867	△ 11,615,661
貯 蔵 品	1,290,048	1,751,224	△ 461,176
前 払 費 用	2,414,111	1,660,652	753,459
仮 払 金	1,182,301	1,108,010	74,291
未 収 金	130,512,528	113,310,771	17,201,757
流 動 資 産 合 計	316,436,194	310,483,524	5,952,670
2 固 定 資 産			
(1) 基 本 財 産			
定 期 預 金	10,000,000	10,000,000	0
基 本 財 産 合 計	10,000,000	10,000,000	0
(2) 特 定 資 産			
退 職 給 付 引 当 資 産	67,378,778	62,916,574	4,462,204
減 価 償 却 引 当 資 産	157,935,487	131,700,740	26,234,747
車 両 購 入 積 立 資 産	42,500,680	59,573,680	△ 17,073,000
事務所改築修繕積立資産	6,131,782	6,131,782	0
特 定 資 産 合 計	273,946,727	260,322,776	13,623,951
(3) その他固定資産			
建 物	93,328,532	97,768,812	△ 4,440,280
建 物 付 属 設 備	58,032,493	64,384,450	△ 6,351,957
構 築 物	53,571,290	56,368,636	△ 2,797,346
車 両 運 搬 具	73,950,339	67,835,284	6,115,055
機 械 装 置	8,685,063	9,277,880	△ 592,817
備 品	3,185,418	3,355,332	△ 169,914
検 査 用 機 器	2,051,466	1,750,321	301,145
一 括 償 却 資 産	305,368	846,234	△ 540,866
電 話 加 入 権	1,326,550	1,326,550	0
ソフトウェア開発費	579,584	1,004,584	△ 425,000
車両リサイクル預託金	380,420	352,410	28,010
保 証 金	132,300	132,300	0
そ の 他 固 定 資 産 合 計	295,528,823	304,402,793	△ 8,873,970
固 定 資 産 合 計	579,475,550	574,725,569	4,749,981
資 産 合 計	895,911,744	885,209,093	10,702,651
II 負 債 の 部			
1 流 動 負 債			
未 払 金	67,125,340	60,185,415	6,939,925
前 受 金	305,500	406,000	△ 100,500
仮 受 金	0	100,000	△ 100,000
預 り 金	4,547,441	4,475,923	71,518
未 払 消 費 税	12,942,000	1,875,900	11,066,100
流 動 負 債 合 計	84,920,281	67,043,238	17,877,043
2 固 定 負 債			
退 職 給 付 引 当 金	67,378,778	62,916,574	4,462,204
固 定 負 債 合 計	67,378,778	62,916,574	4,462,204
負 債 合 計	152,299,059	129,959,812	22,339,247
III 正 味 財 産 の 部			
1 指 定 正 味 財 産	0	0	0
2 一 般 正 味 財 産			
(うち基本財産への充当額)	743,612,685 (10,000,000)	755,249,281 (10,000,000)	△ 11,636,596 (0)
(うち特定資産への充当額)	(206,567,949)	(197,406,202)	(9,161,747)
正 味 財 産 合 計	743,612,685	755,249,281	△ 11,636,596
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	895,911,744	885,209,093	10,702,651

表 3 正味財産増減計算書

(平成 2 5 年 4 月 1 日～平成 2 6 年 3 月 3 1 日、単位：円)

科 目	平成 2 5 年度 決 算 額 (a)	平成 2 4 年度 決 算 額 (b)	差 引 (a)-(b)
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	[2,500]	[3,000]	[△ 500]
基本財産受取利息	2,500	3,000	△ 500
② 事業収益	[847,787,612]	[841,214,555]	[6,573,057]
廃棄物適正処理事業収益	673,617,480	673,708,200	△ 90,720
環境検査分析事業収益	174,170,132	167,506,355	6,663,777
③ 雑収益	[906,134]	[2,184,053]	[△ 1,277,919]
受取利息	41,671	38,740	2,931
雑収益	864,463	2,145,313	△ 1,280,850
経常収益計	848,696,246	843,401,608	5,294,638
(2) 経常費用			
① 事業費	[803,735,695]	[802,571,769]	[1,163,926]
廃棄物適正処理事業費	(624,769,377)	(636,290,913)	(△ 11,521,536)
給料	399,165,210	397,318,463	1,846,747
臨時雇賃金	9,494,015	16,337,899	△ 6,843,884
退職給付費用	931,965	859,353	72,612
退職共済掛金	288,000	288,000	0
福利厚生費	75,669,837	77,397,815	△ 1,727,978
旅費交通費	1,359,883	1,276,804	83,079
減価償却費	19,392,543	16,962,310	2,430,233
通信運搬費	650,395	682,053	△ 31,658
消耗什器備品費	321,148	2,371,311	△ 2,050,163
消耗品費	2,980,053	3,173,682	△ 193,629
修繕費	44,487,876	47,899,815	△ 3,411,939
印刷製本費	3,000	83,000	△ 80,000
燃料費	40,663,301	38,034,152	2,629,149
光熱水費	7,732,879	7,383,095	349,784
使用料及び賃借料	819,437	850,089	△ 30,652
保険料	8,129,550	13,708,710	△ 5,579,160
租税公課	4,449,055	3,247,217	1,201,838
負担金	40,800	46,514	△ 5,714
委託費	7,475,178	7,153,340	321,838
手数料	540,504	877,954	△ 337,450
雑費	174,748	339,337	△ 164,589

科 目	平成 2 5 年度 決 算 額 (a)	平成 2 4 年度 決 算 額 (b)	差 引 (a)-(b)
環境検査分析事業費	(178,966,318)	(166,280,856)	(12,685,462)
給 料	79,703,774	82,407,136	△ 2,703,362
臨時雇賃金	66,789	0	66,789
退職給付費用	3,228,288	2,837,005	391,283
退職共済掛金	1,584,000	1,584,000	0
福利厚生費	12,850,775	13,190,488	△ 339,713
旅費交通費	16,036,042	3,688,504	12,347,538
減価償却費	7,001,728	7,177,676	△ 175,948
通信運搬費	1,218,408	1,364,290	△ 145,882
消耗什器備品費	533,790	375,967	157,823
消耗品費	10,955,542	13,256,813	△ 2,301,271
修繕費	1,821,210	1,344,990	476,220
印刷製本費	494,199	484,400	9,799
燃料費	882,946	903,864	△ 20,918
光熱水費	2,850,482	2,523,513	326,969
使用料及び賃借料	25,374,246	23,483,951	1,890,295
保険料	891,355	737,053	154,302
諸謝金	654,858	10,000	644,858
租税公課	200,483	147,800	52,683
負担金	511,322	573,418	△ 62,096
委託費	11,933,303	10,002,565	1,930,738
手数料	74,127	116,697	△ 42,570
雑費	98,651	70,726	27,925
② 管理費	(56,545,375)	(56,948,797)	(△ 403,422)
役員報酬	6,371,340	6,971,632	△ 600,292
給料	29,145,862	25,447,871	3,697,991
臨時雇賃金	0	1,869,778	△ 1,869,778
退職共済掛金	144,000	144,000	0
退職給付費用	301,951	375,901	△ 73,950
福利厚生費	9,354,589	8,003,145	1,351,444
旅費交通費	207,057	96,107	110,950
減価償却費	553,125	553,127	△ 2
通信運搬費	433,901	404,919	28,982
消耗什器備品費	63,000	44,700	18,300
消耗品費	670,177	690,186	△ 20,009
修繕費	36,740	218,708	△ 181,968
印刷製本費	133,100	587,050	△ 453,950
燃料費	82,592	120,991	△ 38,399
光熱水費	1,436,399	1,271,641	164,758

科 目	平成 2 5 年度 決 算 額 (a)	平成 2 4 年度 決 算 額 (b)	差 引 (a) - (b)
使 用 料 及 び 賃 借 料	2,348,596	2,412,240	△ 63,644
保 険 料	215,967	390,747	△ 174,780
諸 謝 金	0	500,000	△ 500,000
租 税 公 課	1,060,450	2,625,700	△ 1,565,250
負 担 金	332,466	271,514	60,952
委 託 費	2,978,433	2,522,304	456,129
手 数 料	419,512	506,378	△ 86,866
雑 費	256,118	920,158	△ 664,040
経 常 費 用 計	860,281,070	859,520,566	760,504
評価損等調整前当期経常増減額	△ 11,584,824	△ 16,118,958	4,534,134
基 本 財 産 評 価 損 益	0	0	0
特 定 資 産 評 価 損 益	0	0	0
投 資 有 価 証 券 等 評 価 損 益	0	0	0
評 価 損 益 等 計	0	0	0
当 期 経 常 増 減 額	△ 11,584,824	△ 16,118,958	4,534,134
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
① 経常外収益	0	0	0
経 常 外 収 益 計	0	0	0
(2) 経常外費用			
① 固定資産除却損	13,084	5,551,964	△ 5,538,880
② 固定資産譲渡損	0	1,020,420	△ 1,020,420
③ 雑損失	38,688	239,990	△ 201,302
経 常 外 費 用 計	51,772	6,812,374	△ 6,760,602
当 期 経 常 外 増 減 額	△ 51,772	△ 6,812,374	6,760,602
税引前当期一般正味財産増減額	△ 11,636,596	△ 22,931,332	11,294,736
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	0	0	0
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	△ 11,636,596	△ 22,931,332	11,294,736
一 般 正 味 財 産 期 首 残 高	755,249,281	778,180,613	△ 22,931,332
一 般 正 味 財 産 期 末 残 高	743,612,685	755,249,281	△ 11,636,596
II 指定正味財産増減の部			
当 期 指 定 正 味 財 産 増 減 額	0	0	0
指 定 正 味 財 産 期 首 残 高	0	0	0
指 定 正 味 財 産 期 末 残 高	0	0	0
III 正味財産期末残高	743,612,685	755,249,281	△ 11,636,596

資料 整備協会

(2) 公益財団法人北九州国際技術協力協会

ア 事業の概要

(ア) 目的

公益財団法人北九州国際技術協力協会（以下「協力協会」という。）は、北九州市及び周辺地域に蓄積された産業技術をもとに、必要な調査研究を進めるとともに、開発途上国等に対する国際協力や技術協力などを通じて地球規模での環境保全を推進し、ひいては人類社会の持続可能な発展に寄与することを目的として、昭和55年7月14日に設立され、平成24年4月1日に公益財団法人に移行した法人である。

(イ) 現況

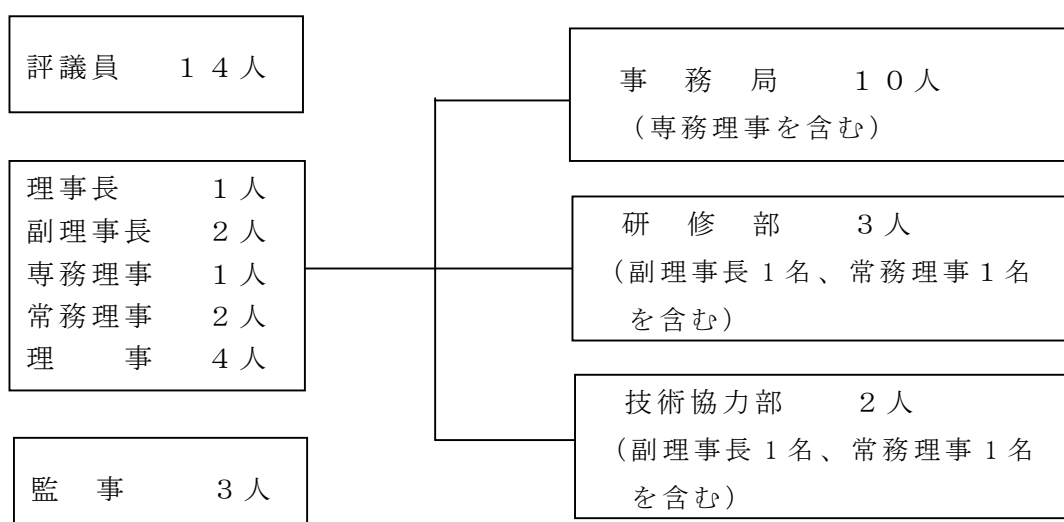
協力協会は、前記の事業目的を達成するため、関係機関と連携しながら、開発途上国等の研修員を対象とした教育カリキュラムの開発や研修プログラムの設定、実施をはじめ、専門家の派遣や海外技術移転の支援などを行っているほか、国際親善を深めるための交流事業等を企画、実施している。

業務実績、貸借対照表及び正味財産増減計算書は、表1、表2及び表3のとおりである。

(ウ) 組織

協力協会の組織及び職員数は、次のとおりである。

（平成26年6月30日現在）



（注）各所属の人数は兼務者を含む。

(エ) 市との関係

市は、基本財産 5 億 1, 3 7 6 万円のうち、2 億 1, 0 0 0 万円 (4 0. 9 %) を出捐するほか、調査研究活動事業等に対する運営補助金として、平成 2 5 年度は 3, 2 6 0 万円を支出し、平成 2 6 年度も 3, 2 6 0 万円の交付を決定している。

イ 監査の結果

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。

協力協会の平成 2 5 年度の収支状況を見ると、当期一般正味財産増減額は 6 8 1 万円であり、前年度と比べると 1, 6 5 5 万円減少した。

収益は、前年度と比べ、7, 6 1 1 万円の減少となった。これは、J I C A からの受託研修の減少により研修事業収益が減少したほか、環境協力センターの廃止等により環境事業等収益が減少したことなどによるものである。

費用は、前年度と比べ、経常費用と経常外費用をあわせて 5, 9 5 6 万円の減少となった。これは、J I C A からの受託研修の減少等により、嘱託等人件費や諸謝金が減少したことなどによるものである。

今後とも、関係機関等との緊密な連携のもと研修事業や技術協力事業の充実強化を図り、国際技術協力をより一層推進することを期待する。

表 1 業務実績

() は国数 (単位 : 日、人、円)

事業名			平成 2 4 年度	平成 2 5 年度
J I C A 研 修	産業環境対策	日 数	70	71
		参加人員	10 (8)	10 (8)
		事業費	7,636,778	8,476,631
	市民参加型廃棄物管理研修	日 数	53	—
		参加人員	9 (7)	—
		事業費	4,092,954	—
	大気汚染源管理	日 数	45	45
		参加人員	10 (6)	6 (4)
		事業費	4,249,659	4,380,253
	廃棄物管理技術 (A)	日 数	59	59
		参加人員	8 (7)	10 (8)
		事業費	4,759,380	4,654,930
	廃棄物管理技術 (B)	日 数	59	59
		参加人員	7 (7)	13 (10)
		事業費	4,663,591	5,003,912
	廃棄物管理技術 (ベトナム国別) (C)	日 数	41	41
		参加人員	6 (1)	5 (1)
		事業費	4,484,886	4,863,351
	低炭素化のための環境技術	日 数	29	32
		参加人員	10 (8)	11 (6)
		事業費	2,401,957	2,741,081
	コンポスト事業運営	日 数	17	15
		参加人員	10 (6)	9 (7)
		事業費	2,119,104	1,571,426
	環境教育	日 数	31	33
		参加人員	12 (10)	16 (14)
		事業費	2,688,749	2,605,175
	産業廃水処理技術 (A)	日 数	114	79
		参加人員	7 (4)	8 (7)
		事業費	11,271,154	7,454,899
	産業廃水処理技術 (ベトナム国別) (B)	日 数	34	41
		参加人員	6 (1)	6 (1)
		事業費	4,783,973	6,569,438
	生活排水対策	日 数	100	—
		参加人員	7 (5)	—
		事業費	7,285,831	—
	下水道維持管理システムと排水処理技術 (B)	日 数	52	52
		参加人員	9 (8)	8 (5)
		事業費	3,909,636	4,110,339
	水環境行政 (A)	日 数	16	18
		参加人員	6 (4)	10 (9)
		事業費	2,012,741	2,575,607
	水環境行政 (B) ベトナム	日 数	11	—
		参加人員	6 (1)	—
		事業費	1,104,169	—

事業名			平成24年度	平成25年度
JICA研修	(ベトナム) 下水道経営	日数	12	—
		参加人員	10 (1)	—
		事業費	1,074,889	—
	(南米地域)生産性向上実践技術	日数	113	—
		参加人員	7 (4)	—
		事業費	8,865,081	—
	生産性向上のための保全管理	日数	65	41
		参加人員	7 (6)	8 (7)
		事業費	6,157,113	3,902,663
	メカトロニクス・ロボット実践技術	日数	80	62
		参加人員	8 (6)	8 (8)
		事業費	14,696,818	12,010,860
	(中南米地域)プロセス工業におけるCP	日数	91	82
		参加人員	7 (6)	8 (6)
		事業費	8,748,200	8,514,812
	(中南米地域)生産性向上活動普及(ボランティア連携)	日数	40	40
		参加人員	8 (5)	7 (5)
		事業費	3,511,616	3,504,710
	(有償) 非破壊検査を中心としたライフライン施設の保全管理技術	日数	42	—
		参加人員	7 (6)	—
		事業費	15,312,445	—
	(有償) ベトナム生産性向上のための実践的経営管理(A)	日数	12	12
		参加人員	8 (1)	6 (1)
		事業費	1,390,374	1,538,827
	(有償) ベトナム生産性向上のための実践的経営管理(B)	日数	12	12
		参加人員	6 (1)	6 (1)
		事業費	1,333,006	1,550,681
	南東欧地域クリーナープロダクション振興	日数	38	39
		参加人員	8 (5)	9 (5)
		事業費	3,557,175	3,759,715
	インド 省エネルギー技術(1)	日数	37	37
		参加人員	15 (1)	16 (1)
		事業費	7,614,310	6,732,126
	インド 省エネルギー技術(2)	日数	37	37
		参加人員	15 (1)	16 (1)
		事業費	7,578,737	7,323,243
	インド中小企業の省エネルギー技術	日数	18	17
		参加人員	6 (1)	10 (1)
		事業費	4,194,499	3,686,293
	省エネルギー技術と設備診断	日数	100	87
		参加人員	9 (8)	7 (6)
		事業費	14,326,983	13,394,912
	省エネルギー政策立案(B)	日数	31	31
		参加人員	11 (9)	9 (9)
		事業費	4,482,927	4,489,600

事業名			平成24年度	平成25年度
JICA研修	太陽光エネルギー発電技術(B)	日数	32	33
		参加人員	11(8)	10(9)
		事業費	10,445,944	9,789,926
	低炭素化社会実現のための発電技術-A	日数	29	31
		参加人員	8(5)	14(6)
		事業費	3,868,142	3,097,134
	低炭素化社会実現のための発電技術-B	日数	29	31
		参加人員	7(1)	13(6)
		事業費	3,633,535	2,629,323
	低炭素化社会実現のための発電技術-C	日数	29	31
		参加人員	6(4)	6(4)
		事業費	3,313,223	2,587,061
	民政部門省エネ推進(A)	日数	46	46
		参加人員	11(8)	10(8)
		事業費	5,939,312	6,375,854
	民政部門省エネ推進(B)	日数	46	46
		参加人員	10(9)	8(4)
		事業費	6,269,084	5,954,107
	(中南米地域)産業と連携した職業訓練	日数	24	—
		参加人員	17(10)	—
		事業費	1,818,392	—
	勤労者のための産業保健と予防医療	日数	82	—
		参加人員	8(6)	—
		事業費	7,070,742	—
	食品衛生のための行政強化	日数	42	44
		参加人員	9(6)	4(3)
		事業費	3,428,158	3,563,935
	中南米地域 中小企業・地場産業活性化	日数	25	25
		参加人員	17(11)	10(10)
		事業費	2,064,215	2,114,569
	アフリカ地域 実践的電気・電子技術者養成	日数	60	59
		参加人員	4(4)	9(7)
		事業費	7,874,330	6,891,136
	日系研修地域活性化研修	日数	20	18
		参加人員	6(2)	6(1)
		事業費	1,106,427	1,097,133
	アフリカ地域企業育成・中小零細企業活性化-A	日数	25	28
		参加人員	15(10)	10(6)
		事業費	2,720,164	2,125,053
	アフリカ地域企業育成・中小零細企業活性化-B	日数	25	25
		参加人員	8(5)	9(6)
		事業費	1,938,006	2,101,486
	コンポスト事業運営(B)	日数	—	19
		参加人員	—	9(6)
		事業費	—	1,891,665

事業名			平成24年度	平成25年度
JICA研修	コソボ下水対策能力向上	日数	—	16
		参加人員	—	8 (1)
		事業費	—	1,554,651
	省エネルギー技術と設備診断(B)	日数	—	42
		参加人員	—	8 (1)
		事業費	—	6,647,963
	職業訓練の運営・管理と質的強化	日数	—	24
		参加人員	—	11 (6)
		事業費	—	2,418,200
	その他(フォローアップ事業など)	事業費	4,743,877	6,384,576

事業名			平成24年度	平成25年度
技術協力事業	ロシア地域貿易投資促進ビジネスマッチング	事業費	559,068	—
	韓国中小企業環境経営セミナー	事業費	3,495,759	2,855,977
	自治体職員協力交流事業	事業費	7,622,648	8,843,603
	ベトナム・ハイフォン市技術交流調査(市)	事業費	922,065	889,256
	ハイフォン市技術交流事業(JETRO)	事業費	1,223,500	1,104,140
	ハイフォン市製造業の管理能力向上プログラム	事業費	7,214,336	9,837,905
	タイ王国鉄鋼業市内企業の技術導入可能性調査	事業費	—	945,000
	市内企業パッケージ化に向けた海外事業展開現状調査	事業費	—	898,233
	ベトナム南部地域での経済交流可能性調査	事業費	—	966,000
	アジアまちづくりものづくりサポート推進事業に関する調査	事業費	—	5,061,000
	サウジアラビア及びアブダビ鉄鋼金属加工分野における日本企業参入可能性調査	事業費	—	1,114,785
	ロシア・中央アジアの投資環境調査	事業費	1,214,486	—
	インドネシア経済連携協定にかかるカバレンミッション受入事業	事業費	493,840	—
	国際石油交流センター・クウェート環境セミナー	事業費	245,600	—
	サウジアラビア鉄鋼関連ビジネス交流調査	事業費	5,244,300	—

事業名			平成24年度	平成25年度
技術協力（環境協力）事業	新バイオディーゼル合成法の開発	事業費	460,200	611,000
	マレーシア廃棄物管理効率化推進事業	事業費	4,532,636	-
	インドネシアスラバヤ市水質管理能力向上事業	事業費	6,194,078	6,591,175
	CLAIR研修（環境局）	事業費	2,458,715	-
	ケニア国ナイロビ市廃棄物管理能力向上プロジェクト	事業費	13,820,100	8,633,100
	太陽光発電・小型脱塩浄水装置を用いた飲用水供給事業化検討に基づく役務提供	事業費	1,018,815	-
	ベトナム・節水型シャワー普及に関する行政提言、施設見学の実施及び会議の運営	事業費	800,000	-
	中国研修業務	事業費	560,700	-
	フィリピン・メトロセブ地域における廃棄物管理手法の確立	事業費	2,963,000	-
	関係者ワークショップ ^o	事業費		420,000

※環境協力センターは平成25年度から廃止

事業名			平成24年度	平成25年度
その他研修	アジア低炭素化センター支援業務	事業費	11,971,890	-
	環境情報データベース構築	事業費	2,999,850	-
	インフラ・システム輸出促進調査等委託事業	事業費	4,827,853	-
	地域間交流支援(RIT)事業 案件選考諮問会議	事業費	36,340	-

事業名			平成24年度	平成25年度
広報・親善交流事業	K I T Aニュース発行	日本語	年1回発行	年2回発行
		英語版	年2回発行	年2回発行
	ホームヴィジット	参加人員	72	77
	バスハイク	参加人員	45	15
	歓迎パーティー	参加人員	45	34
	グリーティングメール送信	送信人数	1,510	2,528
	北九州町歩き	参加人員	38	34

表 2 貸借対照表

(平成 26 年 3 月 31 日現在、単位：円)

科 目	平成 25 年度決算額	平成 24 年度決算額	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金・預金	53,782,670	34,261,617	19,521,053
未収金	61,725,828	79,926,755	△ 18,200,927
前払金	621,795	99,683	522,112
立替金	63,183	22,013	41,170
仮払金	0	117,350	△ 117,350
流動資産合計	116,193,476	114,427,418	1,766,058
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
預金	22,060,619	22,060,619	0
投資有価証券	491,699,381	491,699,381	0
基本財産合計	513,760,000	513,760,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	4,689,001	3,566,773	1,122,228
システムインフラ整備資産	3,240,000	21,000,000	△ 17,760,000
35 周年記念事業準備資産	2,000,000	0	2,000,000
特定資産合計	9,929,001	24,566,773	△ 14,637,772
(3) その他固定資産			
建物付属設備	695,480	2	695,478
什器備品	3,892,868	2,393,755	1,499,113
ソフトウェア	23,711,310	3,780,000	19,931,310
電話加入権	371,808	371,808	0
その他固定資産合計	28,671,466	6,545,565	22,125,901
固定資産合計	552,360,467	544,872,338	7,488,129
資産合計	668,553,943	659,299,756	9,254,187
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	25,493,599	30,511,292	△ 5,017,693
前受金	11,730,000	3,500,000	8,230,000
預り金	3,950,666	3,956,963	△ 6,297
賞与引当金	2,333,000	2,264,000	69,000
未払法人税等	0	21,000	△ 21,000
未払消費税等	0	1,932,100	△ 1,932,100
流動負債合計	43,507,265	42,185,355	1,321,910
2. 固定負債			
退職給付引当金	4,689,001	3,566,773	1,122,228
固定負債合計	4,689,001	3,566,773	1,122,228
負債合計	48,196,266	45,752,128	2,444,138
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	620,357,677 (513,760,000)	613,547,628 (513,760,000)	6,810,049 (-)
(うち特定資産への充当額)	(5,240,000)	(21,000,000)	(△ 15,760,000)
正味財産合計	620,357,677	613,547,628	6,810,049
負債及び正味財産合計	668,553,943	659,299,756	9,254,187

表 3 正味財産増減計算書

(平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで、単位：円)

科目	平成 25 年度決算額	平成 24 年度決算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	6,170,871	6,171,139	△ 268
事業収益			
研修事業収益	192,639,256	236,542,002	△ 43,902,746
技術協力事業収益	48,771,174	28,235,542	20,535,632
環境事業等収益	0	49,681,177	△ 49,681,177
事業収益 計	241,410,430	314,458,721	△ 73,048,291
受取補助金等			
北九州市補助金	32,600,000	32,600,000	0
環境再生保全機構等助成金	0	2,963,000	△ 2,963,000
その他助成金	200,000	300,000	△ 100,000
受取補助金等計	32,800,000	35,863,000	△ 3,063,000
雑収益			
受取利息	1,384	5,034	△ 3,650
雑収益	53,945	45,730	8,215
雑収益 計	55,329	50,764	4,565
経常収益計	280,436,630	356,543,624	△ 76,106,994
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	12,384,000	12,264,000	120,000
職員人件費	13,946,765	11,641,669	2,305,096
賞与引当金繰入	1,708,400	1,611,000	97,400
退職給付引当金繰入	655,198	627,520	27,678
嘱託等人件費	43,894,980	59,190,995	△ 15,296,015
諸謝金	95,668,936	123,255,337	△ 27,586,401
広報費	1,550,248	3,755,562	△ 2,205,314
材料費	12,575,757	15,797,012	△ 3,221,255
旅費交通費	30,107,976	37,196,867	△ 7,088,891
通信費	1,194,201	1,126,526	67,675
賃借料	5,733,755	5,638,074	95,681
翻訳通訳料	11,074,515	16,327,639	△ 5,253,124
印刷製本費	3,625,151	7,505,488	△ 3,880,337
光熱費	842,105	1,000,992	△ 158,887
修繕料	1,935,150	1,579,305	355,845
減価償却費	5,585,413	1,203,123	4,382,290
租税公課	1,044,250	2,783,600	△ 1,739,350
研修費会費	2,727,729	—	2,727,729
事務用品費	1,336,257	283,163	1,053,094
雑費	1,584,553	7,133,676	△ 5,549,123
システムインフラ整備費	4,311,480	1,794,550	2,516,930
事業費計	253,486,819	311,716,098	△ 58,229,279
管理費			
役員報酬	1,296,000	1,296,000	0
職員人件費	8,195,307	7,577,009	618,298
賞与引当金繰入	624,600	653,000	△ 28,400

退職給付引当金繰入	467,030	482,280	△ 15,250
嘱託等人件費	1,609,265	2,331,079	△ 721,814
諸謝金	1,035,468	1,229,319	△ 193,851
広報費	633,200	1,533,962	△ 900,762
旅費交通費	857,420	592,870	264,550
通信費	251,022	362,010	△ 110,988
賃借料	1,504,910	1,494,950	9,960
翻訳通訳料	60,628	172,240	△ 111,612
印刷製本費	20,370	52,793	△ 32,423
光熱費	552,237	557,220	△ 4,983
修繕料	515,550	177,450	338,100
減価償却費	208,396	518,415	△ 310,019
租税公課	8,960	86,500	△ 77,540
研修費会費	483,500	—	483,500
事務用品費	12,648	43,515	△ 30,867
雑費	1,603,541	2,181,740	△ 578,199
システムインフラ整備費	179,970	124,950	55,020
管理費計	20,120,022	21,467,302	△ 1,347,280
経常費用計	273,606,841	333,183,400	△ 59,576,559
当期経常増減額	6,829,789	23,360,224	△ 16,530,435
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
什器備品除却損失	19,740	1	19,739
経常外費用計	19,740	1	19,739
当期経常外増減額	△ 19,740	△ 1	△ 19,739
当期一般正味財産増減額	6,810,049	23,360,223	△ 16,550,174
一般正味財産期首残高	613,547,628	590,187,405	23,360,223
一般正味財産期末残高	620,357,677	613,547,628	6,810,049
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	620,357,677	613,547,628	6,810,049

資料 協力協会

北九州市監査公表第9号
平成27年2月20日

北九州市監査委員	小村洋一
同	廣瀬隆明
同	日野雄二
同	世良俊明

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

1 監査の種類
定期監査

2 措置を講じた局等
産業経済局

3 監査の期間
平成26年1月16日から平成26年5月26日まで

4 監査公表の時期
平成26年8月22日（平成26年監査公表第29号）

5 監査の結果に基づく措置状況

監 査 の 結 果	措 置 状 況
ア 収入事務 (ア) 延滞金の賦課及び徴収について (中央卸売市場) 施設使用料等の滞納について、延滞金を徴収していなかった。 このことについては、平成21年度包括外部監査において指摘があり、平成22年8月に公表された措置状況報告書において、監督処分等の事務処理を定めた要綱の策定を検討しており、併せて平成22年度に延滞金の取扱いも明確にしていく予定である旨の報告がされているにもかかわらず、平成25年度まで要綱等は策定されておらず、延滞金の取扱いも明確にされていないままであった。 市税外歳入の督促及び延滞金条例では、税外歳入の督促をした場合には納付までの期間に応じた延滞金を徴収するものとされている。また、平成25年度包括外部監査においても、再度、同様の指摘がされている。 適正な事務処理をされたい。	平成25年度包括外部監査の指摘を受けて、「市税外歳入の督促及び延滞金条例」に基づき、平成26年4月1日から延滞金を賦課することとし、場内業者に周知した。 また、平成26年7月1日施行した「市中央卸売市場・公設地方卸売市場使用料の滞納に係る事務処理要綱」の規定中にも、重ねて、延滞金の賦課を明記した。 これらの措置に基づき、今後は滞納管理について、事務処理要綱に基づき適正に事務処理を行うこととした。

監 査 の 結 果	措 置 状 況
イ 支出事務 (ア) 補助金の実績報告及び額の確定について (国際ビジネス政策課) 海外見本市等出展助成金及び中小企業海外展開支援助成金の事務処理において、①実績報告書の提出が遅延していたもの、②助成金の確定にあたって領収書等による審査を行っていないものがあった。 海外見本市等出展助成金交付要綱及び中小企業海外展開支援助成金交付要綱では、助成金の支払は精算払いとし、また、助成事業者は、助成事業が完了した日から起算して20日以内に実績報告書を市長に提出しなければならないとしたうえで、市は、これらの実績報告書を受理した時は、内容を審査の上、交付すべき助成金の額を確定し、確定通知書を助成事業者に交付すると規定されている。 適正な事務処理をされたい。	指摘事項①については、平成26年度受付分から助成金交付決定通知書を送付する際に実績報告書の提出期限を記入した文書を同封し、相互において提出期限に対する注意喚起を行っている。また、提出期限が近づいても提出にかかる連絡等の無い企業には電話連絡等を行っている。 指摘事項②については、審査における資料として、領収書等の支払事跡の添付の確認を徹底している。 指摘された事項の再発を防止するため、実績報告書審査のチェック表を平成26年度中に作成するよう、準備を進めている。 また、海外見本市等出展の助成では展示物の輸送（往復）に相当の期間がかかるため、事業の実施期間の捉え方を、見本市開催期間のみではなく、輸送前後の期間についても助成対象とすることとし、領収書等の支払事跡が確実に添付できるよう取り扱いを変えた。

監 査 の 結 果	措 置 状 況
ウ 契約事務 (ア) 委託契約事務について (門司港レトロ課、管理課) 広告物の制作及び同一敷地内の装飾の委託で、あわせて発注することが可能と考えられるものについて、制作物ごと、又は箇所ごとに分割して発注し、予定価格が100万円以下のいわゆる少額随契の規定を適用して随意契約を結んでいるものがあった。 これら同一時期における一連の業務の発注にあたっては、あわせて委託契約を行い、より一層の経済性の向上を図るべきものと考えられる。 市委託業務要綱では、委託の契約は、競争入札の方法により締結することを原則としており、また、業務委託契約の手引きでは、少額随契に該当させるための分割発注は、厳に慎むこととされている。 適正に処理されたい。	(門司港レトロ課) 今回の指摘を受け、再発防止のため、平成26年8月5日に委託契約事務に関する課内研修を実施し、適正な事務処理を行うよう、職員へ周知、指導を行った。 今後も、継続的に課内研修や十分な確認をしていくこととする。 (管理課) 今回の指摘は、特別競走の実施における場内装飾について関係団体と協議する中で、当初の予定以外の追加の装飾を求められたことによるものである。 今回の指摘を受け、平成26年度は関係団体と事前に委託範囲を協議した上で、契約を行った。 また、再発防止のため平成26年4月30日の事務改善会議において、職員に対し、指摘内容の周知を行い適正な事務処理の徹底を図っている。

監 査 の 結 果	措 置 状 況
(イ) 小倉航路切符・定期券販売の管理について (渡船事業所) 渡船事業所小倉分室業務委託において、毎月、委託業者から提出される「小倉航路切符・定期券販売月報」(以下「月報」という。)について、①記載誤りや記入漏れがあるもの、②次月への繰越枚数と、その翌月の前月からの繰越枚数が合わないものなどがあり、渡船事業所の小倉航路切符受払簿及び委託業者からの小倉分室切符受領書から計算した切符の枚数と、月報に記載されている枚数が合っていないものがあった。 市委託業務要綱では、委託業務を実施する場合は、その履行又は進行を管理しなければならないとされている。 適正な事務処理をされたい。	平成２６年４月１日から委託業者が変更になった。新たな委託業者に対しては、枚数管理を徹底するように指導した。 渡船事業所では、委託業者への切符の払い出しに当たっては、必要最低限の枚数を払い出すことを徹底するとともに、「月報」及び「日報」の様式に切符の通し番号を記載する項目を新たに設けるなど様式を変更することにより、委託業者側において、枚数管理を行いやすくする、また、同色で間違えやすい「藍島～小倉往復乗船券」の大人券、小人券を別色に変更するなど改善策を講じることとした。 今後はさらに、委託業務の現地での確認回数を増やすなど、委託業者の履行状況の管理についても、より厳重に行うこととする。

監 査 の 結 果	措 置 状 況
エ 財産管理事務 (ア) プリペイドカードの管理について (競艇事務所) 若松競艇場の来場者を対象に会員制のポイントクラブ（来場１回１ポイント）を設け、その運営等を委託しているが、同会の特典のひとつであるプリペイドカードの進呈について、実施手順やプリペイドカードの管理、精算方法など業務の内容等を仕様書に定めていなかった。 また、このプリペイドカードは市が提供することとなっているが、競艇事務所の受払簿に払出数量が記載されていないものがあった。 市委託業務要綱では、委託に当たっては、委託業務の内容及び範囲を明らかにするとともに、その仕様を定めなければならないとされている。 また、市物品管理要領では、台帳等関係帳簿を正確に整備し、常に関係帳簿と照合、検査しておくこととされている。 プリペイドカードは金券の一種であり、適正な事務処理をされたい。	今回の指摘を受け、平成２６年度の委託契約においてプリペイドカードの管理等の業務内容について仕様書で定めた。 また、プリペイドカードの管理については、平成２６年度から「受払簿」の記載要領を制定するなど、適正管理を徹底するとともに、業者への払出しに当たっては、「受領確認書」及び「返却確認書」を徴し、受払いの状況を明確にすることとした。 なお、金券類の取り扱いについて、平成２６年３月１９日の事務改善会議において職員に周知・徹底するとともに、「受払簿」の取り扱いについて平成２６年４月１０日に所内職員に説明を行った。

監 査 の 結 果	措 置 状 況
	局全体として、定期監査後、幹部会において、今回の指摘事項等について周知徹底した。 また、平成２６年８月２９日に会計事務研修会を開催し、指摘事項等について周知するとともに、「監査で指摘を受けないための必見マニュアル」などを活用して、再発防止に向けた事務処理の確認等を行った。

北九州市監査公表第10号

平成27年2月20日

北九州市監査委員	小村洋一
同	廣瀬隆明
同	日野雄二
同	世良俊明

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

1 監査の種類

財政援助団体等監査

2 措置を講じた団体

公立大学法人北九州市立大学

3 監査の期間

平成26年1月16日から平成26年5月26日まで

4 監査公表の時期

平成26年8月22日（平成26年監査公表第31号）

5 監査の結果に基づく措置状況

監 査 の 結 果	措 置 状 況
(ア) 工事の分離発注について (軽微な工事) 北九州市立大学図書館本館耐震補強追加工事 上記工事は、「北九州市立大学図書館本館耐震補強工事(以下「本体工事」という。)」の受注者に特命随意契約で執行したものである。 本件は本体工事において追加指示した、耐震補強取り付け部の躯体脆弱部分への補強コンクリート打設など、本体工事に施工上密接不可分なものを分離して軽微な工事として発注していた。 しかし、市立大学が準用している市の「軽微な工事の執行要領」において、「本工事の執行手続きにより施工している工事の一部であって、通常、契約変更手続きにより執行すべきものを、この要領に基づいて執行してはならない」との規定に反しており、本体工事の設計変更を行い対応すべきであった。 工事の執行にあたっては、関係規定を遵守し、適正な事務処理を行い、適切に行われたい。	1 指摘に沿った改善是正 今回の指摘は、執行要領の認識不足のため、生じたものであり、平成26年4月30日、工事関係担当職員に対し、市の「軽微な工事の執行要領」を配布し、適切な事務処理の確認及び徹底を図った。 2 制度面での恒久的措置 今後同様の間違いが生じないように、「契約事前確認事項」(チェックシート)に、指摘にかかるチェック項目を追加するなど、様式の改正を行った。 3 職員への周知 平成26年9月30日、工事関係担当職員に、「契約事前確認事項」の運用による適切な事務処理の徹底について周知した。また公立大学法人北九州市立大学契約規程や市契約規則などを配布した。

監 査 の 結 果	措 置 状 況
(イ)(軽微な工事) 北九大１・２号館給水管修繕 北九大１・２号館給水管修繕工事は、１号館の配管破損修繕及び２号館の赤水等が発生している老朽管の更新を行う工事である。 本工事は、仮設足場設置・解体、廊下天井開口・補修を含め、配管施工完了までの適切な工期を設定し、請書受領後、工事着手すべきところ、請書受領前に足場設置、材料発注を着手させ、契約工期については、不適切な工期（２日間）を設定していた。 工事の執行に当たっては、適切な工期を設定し、請書受領後に工事着手されたい。	１ 指摘に沿った改善是正 今回の指摘は、規程や執行要領の認識不足のため、生じたものであり、平成２６年４月３０日、工事関係担当職員に対し、公立大学法人北九州市立大学契約規程及び市の「軽微な工事の執行要領」を配布し、適切な事務処理手順の確認及び徹底を図った。 ２ 制度面での恒久的措置 今後同様の間違いが生じないように、「契約事前確認事項」（チェックシート）に、指摘にかかるチェック項目を追加するなど、様式の改正を行った。 ３ 職員への周知 平成２６年９月３０日、工事関係担当職員に、「契約事前確認事項」の運用による適切な事務処理の徹底について周知した。また公立大学法人北九州市立大学契約規程や市契約規則などを配布した。

北九州市監査公表第11号
平成27年2月20日

北九州市監査委員	小村洋一
同	廣瀬隆明
同	日野雄二
同	世良俊明

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

今回の監査は、環境局及び教育委員会において施工する工事（調査・設計委託業務を含む）で、平成24年6月1日から平成26年5月31日までに契約した本工事及び軽微な工事並びに平成23年度から平成24年度への継続工事を対象とした。

2 監査の方法

監査に必要な資料の提出を求め、表1、表2のとおり工事等を抽出し、それぞれ事務手続、計画・設計及び施工について、事務が適正に執行されているか等を主眼に、関係書類の調査及び現地調査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

表1 工事の抽出（環境局）

工事区分	対象工事		抽出工事		備考
	件数	契約金額(千円)	件数	契約金額(千円)	
本工事 (委託業務を含む)	38	6,132,078	13	5,469,806	別表1参照
軽微な工事 (委託業務を含む)	784	587,905	94	93,270	別表2参照

表 2 工事の抽出（教育委員会）

工 事 区 分	対 象 工 事		抽 出 工 事		備 考
	件 数	契約金額(千円)	件 数	契約金額(千円)	
軽 微 な 工 事 (委託業務を含む)	5,617	2,537,796	185	235,668	別表 3 参照

3 監査の期間

平成 26 年 7 月 23 日から平成 26 年 12 月 9 日まで

4 監査の結果

(1) 環境局

監査の結果、工事の事務手続、計画・設計及び施工は、おおむね適正に行われていた。

(2) 教育委員会

監査の結果、工事の事務手続、計画・設計及び施工は、おおむね適正に行われていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

ア 工事の分割発注について

(施設課)

(軽微な工事) 白野江小学校給食室改修工事（機械） 他 2 件

(軽微な工事) 白野江小学校給食室改修工事（建築） 他 2 件

(軽微な工事) 守恒小学校給食室換気機器設置改修工事 他 1 件

上記の工事等は、1 件にまとめて本工事として執行すべきものを、分割し軽微な工事として発注されていた。

同一時期、同一場所及び同一工種で発注する工事は、通常、同一工事として発注すべきであり、軽微な工事の執行要領においても、「工事の規模からみて、本工事として執行すべき工事を、この要領による執行をするために分割して起工してはならない。」と規定されている。

工事の適正な執行を行われたい。

イ 軽微な工事の執行について

(施設課)

(軽微な工事) 木屋瀬中学校体育館トイレ改修工事 (機械) 他 5 件

(軽微な工事) 中島小学校防球ネット設置工事 他 1 件

教育委員会では、予定価格が 200 万円以下の工事については、市長事務局で定めた「軽微な工事の執行要領」に従い、軽微な工事として執行している。

上記工事等は、当初の工事内容では予定価格が 200 万円を超えており、本工事として発注しなければならないため、予定価格が 200 万円以下の軽微な工事となるよう工事内容の一部を削減し、軽微な工事として発注した後に、設計変更で削除した工事内容を追加するという手順がとられていた。これは、「本工事」の執行手続きにより執行すべき工事を、事務手続きを簡素化するために「軽微な工事」として執行したもので不適切である。

「軽微な工事」の執行に当たっては、「軽微な工事の執行要領」及び「軽微な工事の事務手順書」を遵守し、適切に行われたい。

ウ 見積りの徴収及び契約方法等について

(施設課)

(軽微な工事) 中井小学校中庭改修工事

この工事は中井小学校の中庭を改修するものであるが、工事の実施にあたり、中庭改修プランを提案した業者より参考見積書を徴収したところ、約 350 万円であった。その後、市の技術担当部署に依頼し工事費を積算したところ、約 700 万円となり、かなりの価格差があることが判明した。

その後、業者より徴収した参考見積書のうち、中庭改修本体部分を予定価格 200 万円以下の軽微な工事として発注し、残りの樹木伐採などを業務委託で別途、分割発注した。

上記の軽微な工事では、業者の参考見積価格と市の積算価格を比較して、「公共工事における随意契約のガイドライン 7 号 (時価に比して著しく有利な契約を締結する見込みがある場合)」を適用し、提案業者と特命随意契約を行った。

ところで、上記工事においては、業者の参考見積価格と市の積算価格との価格差の検証が十分行われておらず、また、市内業者1社のみの見積りしか徴収していないため、時価に比して著しく有利かどうかを客観的に判断することは困難であり、同ガイドライン7号を適用し、特命随意契約することは不適切であった。

また、この軽微な工事と分割発注された業務委託は同一場所、同一時期の工事であり、本来は本工事（予定価格が200万円を超える工事）として一括して発注すべきであり、軽微な工事の執行要領に反して不適切な契約となっていた。

さらに、工事に必要な仕様の一部が図面に記載されていないなどの不備があり、出来形管理や品質管理等が十分にできないまま工事が完了するなど、不適切な事務処理であった。

別表 1 本工事抽出一覧表（環境局）

番号	部課名	工 事 名 称 （工 事 場 所）	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 （千円）	工 期
1	循環社会 推進部 施設課	皇后崎工場焼却炉設備改良工事 （八幡西区夕原町2番1号）	焼却炉設備の更新	一般	4,515,000	24.10. 4 29. 3.31
2	循環社会 推進部 施設課	皇后崎工場クレーン設備改良工事 （八幡西区夕原町2番1号）	クレーン設備の更新	随意	462,429	24.11. 7 26. 3.31
3	循環社会 推進部 施設課	皇后崎工場循環水冷却塔改良工事 その2 （八幡西区夕原町2番1号）	冷却塔の改良	随意	38,880	26. 3. 6 26. 8.31
4	循環社会 推進部 施設課	皇后崎工場電気計装機器更新工事 その2 （八幡西区夕原町2番1号）	計装機器の更新	指名	46,440	26. 3. 6 26. 7.31
5	新門司環境 センター 新門司工場	新門司工場溶融炉他修繕工事 （門司区新門司三丁目79番地）	溶融炉他の修繕工事	随意	146,947	24. 9.19 25. 3.31
6	新門司環境 センター 新門司工場	新門司工場ろ過式集じん器整備工事 （門司区新門司三丁目79番地）	ろ過式集じん器の整備工事	指名	19,852	25.11.21 26. 3.31
7	日明環境 センター 日明工場	日明工場焼却炉整備工事 （小倉北区西港町96番地の2）	ストーカ、耐火物レンガの整備	随意	81,913	24. 7. 4 25. 3.31
8	日明環境 センター 日明工場	日明工場誘引通風機インバータ更新工事 （小倉北区西港町96番地の2）	各炉インバータ更新	指名	25,410	24. 6.21 25. 3.31
9	日明環境 センター 日明工場	日明工場破砕機整備工事 （小倉北区西港町96番地の2）	回転・剪断破砕機の整備	随意	13,125	25. 9.11 25.11.29
10	日明環境 センター 日明工場	日明工場航空障害灯設備電気計装工事 （小倉北区西港町96番地の2）	中光度白色航空障害灯へ取替	指名	18,795	25.12.19 26. 3.31
11	皇后崎環境 センター 皇后崎工場	皇后崎工場焼却炉本体他定期修繕工事 （八幡西区夕原町2番1号）	ごみ投入ホッパ水冷シュート補修	随意	61,019	24. 7.18 25. 1.31
12	皇后崎環境 センター 皇后崎工場	皇后崎工場焼却炉無停電電源装置蓄電池更新工事 （八幡西区夕原町2番1号）	無停電電源装置蓄電池更新	一般	17,316	24.12.13 25. 3.15
13	皇后崎環境 センター 皇后崎工場	皇后崎工場プラント電気設備更新工事その2 （八幡西区夕原町2番1号）	電気設備の機器更新	指名	22,680	26. 2.26 26. 7.31
計		13件			5,469,806	

別表 2 軽微な工事の抽出件数及び契約金額一覧表（環境局）

部 名	課 名	件数	契約金額（千円）
環境政策部	総務課	0	0
	環境学習課	1	168
環境未来都市推進室	環境未来都市推進室	11	15,319
環境国際戦略室	環境国際戦略課	0	0
環境監視部	環境保全課	1	588
	産業廃棄物対策室	0	0
	監視指導課	1	960
循環社会推進部	循環社会推進課	0	0
	業務課	10	1,390
	施設課	14	14,347
新門司環境センター	新門司環境センター	2	1,539
	新門司工場	8	11,276
日明環境センター	日明環境センター	6	3,464
	日明工場	15	17,061
皇后崎環境センター	皇后崎環境センター	6	2,042
	皇后崎工場	14	19,086
環境科学研究所	環境科学研究所	5	6,030
計		94	93,270

別表 3 軽微な工事の抽出件数及び契約金額一覧表（教育委員会）

部 名	課 名	件数	契約金額（千円）
総務部	総務課	0	0
	施設課	117	203,624
	施設課 （学校発注分）	19	3,485
学務部	教職員課	1	975
	学事課 （学校発注分）	15	2,721
	北九州市立高校	5	889
	高等理容美容学校	2	212
	戸畑高等専修学校	1	20
	学校保健課	3	1,525
指導部	教育センター	25	3,819
生涯学習部	生涯学習課	1	1,907
生涯学習総合センター		6	8,212
中央図書館	庶務課	10	8,279
計		185	235,668

平成27年2月20日

北九州市監査委員	小村洋一
同	廣瀬隆明
同	日野雄二
同	世良俊明

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

今回の監査は、財政局の平成25年度及び平成26年度（平成26年4月から同年6月末日まで）の収入、支出、契約、財産管理等の財務事務及びその他の事務の執行を対象とした。

2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

3 監査の期間

平成26年7月23日から平成26年11月21日まで

4 監査の結果

(1) 財政局

監査の結果、事務は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

ア 市税賦課事務

(ア) 業務マニュアルの整備について

(税制課)

市では、市税事務を適正かつ円滑に行うために、各種の業務マニュアルを作成している。

市税減免取扱要領についてみたところ、平成11年6月に冊子の形にまとめられたが、①その後の改訂が十分に行われておらず、内容が市税条例等の法規範と不整合となっている部分がある、②冊子作成以後は、要領の改正通知文を出すのみで、改正内容を反映した要領を作っていないため、最新の内容が分かりにくく使いづらいものとなっている状態であった。

また、滞納整理事務処理要領（市税編）についてみたところ、この要領において、③差押債権の管理方法についての記述が、現行の総合滞納整理システムを使用した業務の実情と一致していない、④徴収猶予に係る記述のうち、本文と事務フロー部分との表現が一致していない部分があった。

業務を適正かつ円滑に行うためには、制度改正等に応じて業務マニュアルを見直し、改訂を行う必要がある。

適正な事務処理をされたい。

イ 市税徴収事務

(ア) 納付誓約（分割納付）について

(西部市税事務所納税課)

納付誓約（分割納付）の決裁において、簡易納付能力調査表もしくはその代替資料が添付されていないものが認められた。

滞納整理事務処理要領（市税編）では、簡易納付能力調査表等を作成し、その調査結果に基づいて、納付能力に応じた適切な計画を立てるよう指導し、納付誓約書を提出させることとされている。

簡易納付能力調査表もしくはその代替資料の作成について徹底を図り、適正な事務処理をされたい。

(イ) 滞納処分の停止中の再確認調査について

(西部市税事務所納税課)

滞納処分の停止中の滞納者に対して実施する再確認調査についてみたところ、課長決裁を受けていないものや決裁文書が所在不明のため調査をどのように実施したか確認できないものがあった。

滞納整理事務処理要領（市税編）では、再確認調査のうえ課長までの決裁を受けることとされている。また、文書管理規則では、文書等は必要に応じて迅速に利用することができるように、適切に整理し、保存しなければならないとされている。

適正な事務処理をされたい。

北九州市監査委員	小	村	洋	一
同	廣	瀬	隆	明
同	日	野	雄	二
同	世	良	俊	明

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

今回の監査は、恒見財産区の平成25年度及び平成26年度（平成26年4月から同年6月末日まで）の収入、支出、契約、財産管理等の財務事務及びその他の事務の執行を対象とした。

2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

3 監査の期間

平成26年7月23日から平成26年11月21日まで

4 監査の結果

監査の結果、事務は、おおむね適正に処理されていた。